

# 平成 26 年度三重県交通安全実施計画／実施結果

## 第 1 章 道路交通の安全

項 目	1 道路交通環境の整備 (P 1 5)	種 別	(1) 生活道路等における人優先の安全 安心な歩行空間の整備 (P 1 6)	
実施機関 及び 実施方針	<p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕 安全で快適な道路交通環境の確保を図るため、交差点改良、歩道整備、道路附属物等の整備を実施し、交通事故の削減を図る。</p> <p>〔三重県道路管理課〕 交通弱者の安全な道路利用のため、歩行空間の確保を図る。</p> <p>〔警察本部〕 社会資本整備重点計画法に基づき、交通安全施設の整備は社会資本整備重点計画 (H24-28) において警察庁と国土交通省が連携して実施する国の社会資本として位置づけられたことから、本計画に基づき整備を推進する。</p>	主な関係 機関・団体	三重県都市政策課、市町	
結 果 の 内 容				
<p>ア 生活道路における交通安全対策の推進 〔警察本部〕 道路管理者と連携し、あんしん歩行エリアを中心に歩行者、自転車の交通事故発生率が高い生活道路における事故防止対策を検討し、県内の 5 地区（桑名市江場地区、四日市市駅前地区・日永地区、松阪市駅前地区、伊賀市上野駅前地区）全てにおいて、信号周期の見直し、道路標示の塗り替え等の対策を実施した。また、歩行者等の安全を確保するための生活道路対策としてゾーン30を 4 地区（松阪市松阪城地区、津市高茶屋地区、鈴鹿市庄野小学校地区、伊勢市小俣町地区）に整備した。</p> <p>イ 通学路等の歩道整備等の推進 〔警察本部〕 文部科学省、国土交通省、警察庁三者による通学路の緊急合同点検結果に基づく対策必要箇所の解消に向け、通学路緊急安全対策事業として関係予算を確保し、押しボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備及び横断歩道等の整備を推進した。 また、通学路における交通環境の改善を図る次世代支援のための安全な道路交通環境整備事業予算を確保し、小・中学校の通学路において、道路標識の建て替え（95本）、横断歩道の塗り替え（176本）等を実施した。</p> <p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕 通学路等において、歩道狭隘箇所や歩道が無い箇所の歩道整備を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南牟婁郡御浜町下市木（完成）</li> <li>○ 度会郡大紀町滝原（完成）</li> </ul>				

結 果 の 内 容

- 南牟婁郡紀宝町成川（継続）
- 南牟婁郡紀宝町鶴殿（新規）

〔三重県道路管理課〕

- (7) 歩道の無い道路において、27箇所の歩道整備を実施した。
- (4) 歩行者等の安全・安心を確保する手法の一つとして、既存の道路敷地の法面部等が活用可能な箇所において、27箇所のおんしん路肩の整備を実施した。
- (5) 教育委員会、道路管理者、警察の三者による緊急合同点検結果を踏まえ、歩道の整備や路肩のカラー化等、歩行空間の改善に資する対策を進め、通学路の安全確保のための道路環境整備を図った。  
なお、県道路管理者においては、61箇所で対策を実施し、通学路の安全確保に努めた。

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

〔警察本部〕

新交通バリアフリー法に基づき高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間を確保するため、バリアフリーに対応する信号機（歩車分離式信号機2基・視覚障害者用付加装置付信号機3基・高齢者感応化信号機1基）を新規に設置した。

また、道路管理者と連携し、おんしん歩行エリアを中心に歩行者、自転車の交通事故発生率が高い生活道路における事故防止対策を検討し、県内の5地区（桑名市江場地区、四日市市駅前地区・日永地区、松阪市駅前地区、伊賀市上野駅前地区）全てにおいて、信号周期の見直し、信号灯器のLED化及び道路標示の塗り替え等の対策を実施した。

〔三重県都市政策課〕

交通結節点バリアフリー改善事業

- 北山芸濃線 亀山市御幸町

エ 無電柱化の推進

〔三重県都市政策課〕

無電柱化推進事業

- 伊賀上野橋新都市線 伊賀市上野丸之内～上野東町
- 外宮度会橋線 伊勢市宮後町～常磐町
- 外宮度会橋線 伊勢市本町

第1章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進 (P19)	
<p>実施機関 及び 実施方針</p>	<p>〔国土交通省三重河川国道事務所〕 幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については、「成果を上げるマネジメント」を推進する。 また基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から移住地域内に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進すると共に、他の交通機関との連携強化を図り道路整備を推進する。</p> <p>〔国土交通省北勢国道事務所〕 事故データと地域の声を組み合わせ、事故の危険性が高い区間を抽出し、その中で6区間を優先的に取り組み、交通事故件数の低減を目標に整備を行う。</p> <p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕 交通事故の多発地点や、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所について、総合的な計画のもとに、交通安全対策を実施する。 また、道路交通の安全確保には、適切に機能分担された道路ネットワークの整備が重要であり、地域開発、関連道路計画と一体となった道路網の整備を推進する。</p> <p>〔三重県道路建設課〕 個々の道路に必要な通行機能が適切に分担された道路ネットワークの整備を引き続き推進する。</p> <p>〔三重県道路管理課〕 事故が多発している箇所や緊急に安全対策が必要な箇所について、公安委員会と連携し安全で快適な交通環境を確保し、事故の削減を図る。</p> <p>〔警察本部〕 事故多発箇所等の交通安全を確保する必要がある道路について、社会資本整備重点計画に基づき、交通安全施設等を重点的に整備することとし、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。</p>	<p>主な関係 機関・団体</p>	<p>三重県都市政策課、市町</p>	

<p>実施機関 及び 実施方針</p>	<p>〔中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター〕</p> <p>高速道路を安全・安心・快適に走行できるよう、事故多発地点への安全対策を実施する。また、老朽損傷した箇所の道路補修工事は集約効率化及び工事規制による渋滞回数の削減を図るため、集中工事を実施する。</p> <p>更に、道路交通の安全を確保するため、整備促進及び適切な機能分担が重要であり、他の交通機関との連携を強化していく。</p>		
-----------------------------	--	--	--

結 果 の 内 容

ア 「三重県事故ゼロプラン」（事故危険区間重点解消作戦）の推進

〔国土交通省三重河川国道事務所〕

効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、「成果を上げるマネジメント」を継続。

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

平成22年度から取り組んでいる「三重県事故ゼロプラン」について、優先的に取り組む代表的な区間での推進を継続。

イ 事故危険箇所対策の推進

〔国土交通省三重河川国道事務所〕

「三重県事故ゼロプラン」の事故危険箇所において、9箇所の事故対策工事を実施した。

〔三重県道路管理課〕

三重県管理道路における「事故危険箇所」について、平成25年度に52箇所を指定した。そのうち18箇所の対策を実施し、合計29箇所の対策が完了した。

〔警察本部〕

平成25年7月に、道路管理者等と連携して抽出した交通事故多発箇所（93か所）のうち、平成26年度中は、33か所（計55か所）の道路標示塗り替え等交通安全施設の整備を推進するなどして、事故防止対策を実施した。

ウ 幹線道路における交通規制

〔警察本部〕

幹線道路における交通の安全と円滑化を図り、交通実態に即した交通規制を実施するため、12区間（12.3km）で最高速度規制を見直し、交通環境の改善を図った。また、名阪国道の一部（上野IC～奈良県境）の最高速度規制を70km/hに上方修正し、交通実態に見合った見直しを実施した。

## 結 果 の 内 容

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社津保全・サービスセンター〕

- (7) GW、お盆、年末年始における伊勢神宮参拝による渋滞対策として、地元行政等と連携しパークアンドバスライドによる交通規制を実施して渋滞緩和を図った。また、渋滞緩和対策をとることにより交通事故の防止を図った。
- (4) GW、お盆、年末年始及び式年遷宮関連行事等の交通混雑時期に発生した交通渋滞に対し、標識車による後尾警戒を実施して追突事故等の防止を図った。また、サービスエリアに場内整理員を配置して休憩施設内での交通事故防止及び歩行者の安全確保に取り組んだ。

### エ 重大事故の再発防止

〔国土交通省三重河川国道事務所〕

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した場合は、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査すると共に、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図るため、国道23号鈴鹿市白子町において、事故要因に即した対策を実施した。

〔警察本部〕

交通死亡事故等が発生した都度、発生要因を分析するとともに、当該事故現場に臨場し、再発防止対策を検討し必要な交通安全施設を設置するなど、再発防止対策を実施した。

県内における交通事故多発箇所（17か所）を抽出し、道路管理者等と連携を図り、13か所において、道路標示の塗り替え等交通安全施設の整備を図り、交通環境の改善を推進した。

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター〕

年4回の交通安全キャンペーンや休憩施設内の情報提供設備を利用した安全啓発等、事故を未然に防ぐ対策を実施。事故が多い区間において、重点的に安全対策を実施。

- 東名阪道 四日市JCTから亀山JCT間において、渋滞中の追突防止啓発懸垂幕等の設置
- 新名神（上り線）亀山JCT手前において、事故防止注意喚起看板増設

### オ 適切に機能分担された道路網の整備

〔国土交通省三重河川国道事務所〕

〈バイパス整備〉

- 一般国道23号 中勢道路の事業を継続

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

〈高規格幹線道路等の整備〉

- 一般国道42号 熊野尾鷲道路の事業が完了
- 一般国道42号 熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の事業を継続
- 近畿自動車道紀勢線（新直轄）の事業を継続
- 一般国道42号 熊野道路を新規事業化

〈バイパスの整備〉

- 一般国道42号 松阪多気バイパスの事業を継続

〈その他〉

- 一般国道260号 錦峠の一次改築事業が完了（全線供用開始）

〔三重県道路建設課〕

補助国道、主要地方道、一般県道において、各路線の機能に応じた整備を実施した。

## 結 果 の 内 容

### <事業実施箇所数>

○補助国道 41箇所、主要地方道 53箇所、一般県道 64箇所 計 158箇所

平成26年度の主な供用箇所

国道477号（四日市湯の山道路）【部分供用】

国道368号（桜峠拡幅）【部分供用】

国道311号（遊木バイパス）【完成供用】

上海老茂福線【完成供用】

三行庄野線【完成供用】

鈴鹿環状線（磯山バイパス）【完成供用】

久居河芸線（雲出野田バイパス）【完成供用】

津久居線（半田バイパス）【完成供用】

上野名張線【部分供用】

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター〕

- (7) 円滑な道路交通を確保するため、各種道路の体系的整備促進及び適切な機能分担が重要であり、各道路管理者間の連携強化に努めた。
- (イ) リフレッシュ工事や氷雪期における連絡・連携を密に務めた。
- (ウ) 事故や渋滞等の情報提供、事故現場でのお客様支援を強化し、お客様の利便、安全性の向上に努めた。
- (エ) 行楽シーズンなど交通集中による渋滞の緩和、安全対策として、渋滞時には渋滞最後尾での後尾警戒、更には休憩施設内の交通誘導を実施した。

### カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

〔警察本部〕

- (7) 交通管理隊や高速道路消防連絡協議会等との合同訓練を実施し、相互協力体制の保持及び連携強化を図った。
- (イ) 交通渋滞の発生を最小限に抑えるために、道路管理者と連携を図り、交通渋滞緩和対策を推進した。

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名・サービスセンター〕

- (7) 情報提供設備を利用した事故多発箇所とその原因を提供するなどの安全啓発の実施
- (イ) シートベルト全席着用、高速道路上での駐停車禁止などについて、休憩施設内の各種媒体や交通管理隊巡回車（黄パト）のLED標識を用いて啓発活動の実施。
- (ウ) 災害又は事故等の異常事象発生時は、関係機関と連携して交通障害物の早期排除及び道路構造、交通状況等に即した効果的な交通規制を実施。
- (エ) 各種情報提供設備を活用し、異常事象及び交通規制の内容を迅速かつ的確に提供し、円滑な交通流の確保に努めた。

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社津保保全・サービスセンター〕

- (7) 高速道路を安全にご利用いただくために、当社が独自で行っている「高速道路交通安全セミナー」を、希望する会社に出向いて実施し、交通安全の啓発活動を行った。
- (イ) 交通安全に関するポスター及びパンフレット等を交通安全関連施設に配置するとともに、交通安全管理隊の巡回車（黄パト）のLED標識及び簡易LEDの固定標識等での啓発活動の取組を行った。
- (ウ) 高速道路の休憩施設において、交通安全期間に交通安全キャンペーン等の交通安全運動を実施して、チラシ等の配布により交通安全の啓発に取り組んだ。

## 結 果 の 内 容

(イ) 雪氷及び降雨等の異常気象に対し、高速道路交通警察隊等の関係機関との綿密な調整により、道路の安全確保に努めた。

(オ) 高速道路内への立入及び動物侵入対策として、立入防止柵の補強等を実施した。

(カ) 対面通行（二車線）で供用中の紀勢道及び伊勢道の伊勢西～伊勢間については、夜間通行止めを実施して集中的に点検及び補修工事を実施して安全性の向上を図った。

(キ) 伊勢道及び紀勢道の事故対策として、高機能舗装の改良工事を行うなどして安全性の向上に努めた。

〔国土交通省北勢国道事務所〕

対面通行（二車線）で供用中の紀勢道直轄区間及び熊野尾鷲道路については、夜間通行止めを実施して集中的に点検及び補修工事を実施して安全性の向上を図った。

### キ 道路の改築等による交通事故対策の推進

〔国土交通省北勢国道事務所〕

国道25号名阪国道亀山IC～治田ICのインターチェンジ改良等を推進した。

完成 ○下柘植インターチェンジ

○向井インターチェンジ

継続 ○南在家インターチェンジ

設計 ○久我インターチェンジ

○板屋インターチェンジ

〔三重県都市政策課〕

道路改築事業

○桑部播磨線 桑名市西別所

○服部橋新都市線 伊賀市緑ヶ丘西町

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名・サービスセンター〕

集中工事（東名阪・名二環リフレッシュ工事）の実施

○高速道路をより安全・安心・快適に走行していただくよう、老朽化し損傷を受けている部分の補修工事を集中して行うことにより、年間工事回数、渋滞回数の削減に努めた。

期間：6月2日 0:00 ～ 6月14日 0:25 (6/6 18:40～6/8 24:00除く)

○リフレッシュ工事期間に実施することが難しい工事や緊急を要する工事については、安全対策を十分に進め、極力渋滞の発生が少ない夜間に実施。

### ク 交通安全施設等の高度化

〔警察本部〕

安全で円滑な交通を確保するため、幹線道路を重点に信号機の右折感応3基、多現示化12基、歩車分離化2基、視覚障害者用付加機能3基、高齢者等感応化1基、LED化25か所（車両用灯器16か所、歩行者用灯器9か所）の高度化・整備を行ったほか、リチウム電池式信号機電源付加装置4基を整備した。また、交通量処理能力及び信号機の系統化を図るため、平成19年度からムーブメント信号制御方式を1交差点、平成20年度からプロファイル信号制御を43交差点に導入し、引き続き運用している。

〔国土交通省三重河川国道事務所、国土交通省北勢国道事務所〕

安全で快適な道路交通環境を提供するため、視認性の高い路面標示、視線誘導標の設置整備を実施した。

第1章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(3) 交通安全施設等整備事業の推進 (P23)	
<p>実施機関 及び 実施方針</p>	<p>〔国土交通省三重河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所、三重県道路管理課、警察本部〕</p> <p>社会資本整備重点計画（H24—28）に基づき、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。</p> <p>〔三重県道路公社〕</p> <p>有料道路の安全円滑な道路交通を確保するため、交通安全施設の整備拡充を行う。</p>	<p>主な関係 機関・団体</p>	<p>県、市町</p>	
結 果 の 内 容				
<p>ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進</p> <p>〔国土交通省三重河川国道事務所〕</p> <p>歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、「あんしん歩行エリア」における対策状況等の進行管理を行い、対策後の評価を実施した。</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>道路管理者と連携し、あんしん歩行エリアを中心に歩行者、自転車の交通事故発生率が高い生活道路における事故防止対策を検討し、県内の5地区（桑名市江場地区、四日市市駅前地区、四日市市日永地区、松阪市駅前地区、伊賀市上野駅前地区）全てにおいて、信号周期の見直し、道路標示の塗り替え等を実施した。</p> <p>イ 幹線道路対策の推進</p> <p>〔国土交通省三重河川国道事務所〕</p> <p>管内の事故危険箇所において交差点改良等の対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三重郡朝日町（完了）</li> <li>○ 四日市市富士町、日永三丁目（継続）</li> <li>○ 亀山市野村町（完了）</li> <li>○ 鈴鹿市白子町（完了）</li> <li>○ 津市北丸之内から大倉（完了）</li> <li>○ 伊勢市黒瀬町（完了）</li> </ul> <p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕</p> <p>(7) 管内の事故危険箇所において交差点改良等の対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○松阪市大塚町～朝日町（完成）</li> <li>○松阪市中万町～多気郡多気町仁田（完成）</li> <li>○南牟婁郡御浜町神志山（完成）</li> <li>○多気郡多気町平谷（新規）</li> </ul>				



結 果 の 内 容

(イ) 尾鷲市中井浦～南浦において中央帯の明確化を実施した。

〔三重県道路管理課〕

管内の事故危険箇所において、交差点改良等の対策を実施した。

- 一般国道260号 志摩市甲賀 (完成)
- 一般国道306号 亀山市長明寺町 (継続)
- 一般国道25号 伊賀市東条 (継続)
- (主)久居河芸線 津市川辺町 (継続)
- (主)四日市多度線 桑名市星川 (継続)

〔警察本部〕

幹線道路における交通の安全と円滑化を図り、交通実態に即した交通規制を実施するため、26区間(約27.9km)で最高速度規制を見直し、道路環境の改善を図った。また、名阪国道の一部(上野IC～県境)の最高速度規制を70km/hに上方修正し、交通実態に見合った見直しを実施した。

〔三重県道路公社〕

事業内容	事業量	事業費(千円)
ポストコーン	11個	220
区画線	1,996m	1,856
計		2,076

ウ 交通円滑化対策の推進

〔警察本部〕

安全で円滑な交通を確保するため、幹線道路を重点に、信号機の右折感応3基、多現示化12基、歩車分離化2基、視覚障害者用付加機能3基、高齢者等感応化1基、LED化25か所(車両用灯器16か所、歩行者用灯器9か所)の高度化・整備を行ったほか、リチウム電池式信号機電源付加装置4基を整備した。また、交通量処理能力及び信号機の系統化を図るため、平成19年度からムーブメント信号制御方式を1交差点、平成20年度からプロファイル信号制御を43交差点に導入し、引き続き運用している。

エ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

〔警察本部〕

交通情報の収集及び提供を充実するため、東名阪自動車道四日市東インターに接続されている県道64号上に交通情報収集提供装置(光ビーコン)を4基整備し、旅行時間・交通渋滞・工事・事故等の交通情報をリアルタイムに提供し、個々のドライバーによる自立的判断の交通流の分散、交通渋滞の緩和、所要時間の短縮を図った。

## 結 果 の 内 容

### オ 道路交通環境整備への住民参加の促進

〔国土交通省三重河川国道事務所、紀勢国道事務所〕

道路利用者が日常感じている意見について、「標識BOX（WEB）」等を活用し道路交通環境に反映した。

〔国土交通省北勢国道事務所〕

名阪国道の『安全安心』を目指し『名阪国道の安全安心走行を考える懇談会』を本年度は1回（平成26年3月）開催し、意見交換を重ねさらなる対策推進に向け交通事故の減少を継続。

〔警察本部〕

地域住民や学校関係者等、道路利用者の積極的な参加を求めて、交通安全総点検を実施するとともに、標識BOX等を活用した意見・要望等の把握に努め、道路環境の改善に努めた。

### カ 連絡会議等の活用

〔国土交通省三重河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所、〕

「三重県道路交通環境安全推進連絡会議」等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進捗管理等について協議を実施した。

〔警察本部〕

国土交通省主催の三重県道路交通環境安全推進連絡会議や四日市市、伊勢市、名張市等自治体主体による協議会に参画し、学識経験者や地域住民の意見を反映した交通環境の改善等を推進した。

第1章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(4) 効果的な交通規制の推進 (P25)	
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、交通流・量の状況等、地域の実態に応じた効果的な交通規制、交通安全施設の整備を行う。		主な関係 機関・団体	
結 果 の 内 容				
<p>ア 地域の特性に応じた交通規制 〔警察本部〕 幹線道路にあつては、速度規制の見直しを図り、生活道路にあつては、通行禁止（3区間）、一方通行（19区間）を実施等するなど、地域特性に応じた交通規制を実施した。 また、自転車利用者の安全を確保するため、自転車通行可規制の見直しを実施した。</p> <p>イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制 〔警察本部〕 幹線道路における交通の安全と円滑化を図り、交通実態に即した交通規制を実施するため、26区間（約27.9km）で最高速度規制を見直し、道路環境の改善を図った。また、名阪国道の一部（上野IC～県境）の最高速度規制を70km/hに上方修正し、交通実態に応じた見直しを実施した。</p> <p>ウ より合理的な交通規制の推進 〔警察本部〕 交通実態に即した交通規制を実施するため、速度規制にあつては、県内の26区間と名阪国道で見直しを図った。また、駐車規制についても、2区間において見直しを実施するなど、道路環境の改善を図った。</p>				

第1章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(5) 自転車利用環境の総合的整備 (P26)	
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じる。	主な関係 機関・団体	国土交通省三重河川国道事務所、 県、市町	
結 果 の 内 容				
<p>ア 安全で快適な自転車利用環境の創出</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>道路管理者と連携し、生活道路対策としてゾーン30を4地区（松阪市松阪城地区、津市高茶屋地区、鈴鹿市庄野小学校地区、伊勢市小俣町地区）を整備するとともに、県内5区間で自転車歩道通行可規制の見直しを実施するなど、自転車通行環境の整備を図った。</p> <p>イ 自転車等の駐車対策の推進</p>				

第1章 道路交通安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(6) 高度道路交通システムの活用 (P27)	
<p>実施機関 及び 実施方針</p>	<p>〔国土交通省北勢国道事務所〕 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報 所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する設備の整備拡充を 行う。</p> <p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕 最先端の情報通信技術（IT）等を用いて、人と道路と車とを一 体のシステムとして構築し、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて 環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS） を引き続き推進する。</p> <p>〔警察本部〕 高度道路交通システムを推進するための交通管制センターの高 度化、交通情報収集・提供システムの整備拡充を行う。</p> <p>〔東海総合通信局〕 多様化する道路利用者のニーズに応えるため、道路利用者に対し 必要な道路情報を提供する手段の普及を図ることにより、安全かつ 円滑な道路交通を確保する。</p>	<p>主な関係 機関・団体</p>	<p>中日本高速道路株式会社名古屋 支社津保全・サービスセンター</p>	
結 果 の 内 容				
<p>ア 道路交通情報通信システムの整備</p> <p>〔警察本部〕 安全運転支援システム（グリーンウェーブ）整備事業として、信号交差点を通過する際、信号灯色情報に基づいて走行支援情報を提供するため、平成24年度に、路線信号情報提供下位装置1式及び高度化光ビーコン104基（桑名エリア及び津エリアに設置）を整備し、運用しているところである。</p> <p>※ 高度化光ビーコンは、路線信号情報の提供及びプローブ情報の収集機能が追加されたもの。</p> <p>〔東海総合通信局〕 最先端の情報通信技術を活用して、「人」、「道路」、「車両」を一体のシステムとして構築し、交通事故の防止、交通渋滞の削減、環境にかかる負荷の低減を図るため、「VICS」、「ETC」、「DSRC」等、高度道路交通システムの普及推進を図るため、機会を捉えて周知広報、制度説明等を実施した。</p>				

## 結 果 の 内 容

### イ 新交通管理システムの推進

〔警察本部〕

平成24年度に整備した現場急行システム（FAST）の検証を行い、今後の整備計画について検討している。

### ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

〔警察本部〕

交通管制システムの高度化及び交通情報収集提供装置（光ビーコン）の整備を推進した。

### エ スマートウェイの推進

### オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

〔警察本部〕

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を推進した。

第1章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(7) 交通需要マネジメントの推進 (P28)	
実施機関 及び 実施方針	<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>鉄道、バスをはじめとする公共交通機関を維持・確保・改善するための施策やコミュニティバスの導入を推進する。</p> <p>さらに、鉄道・バス事業者による運行の見直し、乗り継ぎ改善等の取組により、シームレスな公共交通の実現を図り、パークアンドライド駐車場や自転車道、駅前広場等を整備することで、利便性を向上させる。</p>		主な関係 機関・団体	市町、交通事業者、鉄道事業者
結 果 の 内 容				
<p>ア 公共交通機関利用の促進</p> <p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>三重県内各自治体の公共交通に関する協議会に計54回出席し、公共交通の利用促進に向けた積極的な意見交換を行った。</p>				

第1章 道路交通安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(8) 災害に備えた道路交通環境の整備 (P29)	
<p>実施機関 及び 実施方針</p>	<p>〔国土交通省北勢国道事務所、紀勢国道事務所〕 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。</p> <p>〔三重県道路建設課〕 震災時における地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動や生活復興の基盤となる道路整備を引き続き推進する。</p> <p>〔三重県道路管理課〕 豪雨及び地震等の災害に備え、平成8年度及び平成9年度に実施した道路防災総点検結果を基に、災害発生危険箇所の解消を重点的に行い、道路交通安全の向上を図る。</p> <p>〔警察本部〕 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通情報を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧対策のため必要となる緊急交道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、車両感知器等、道路交通に関する情報提供装置の整備を推進する。</p>	<p>主な関係 機関・団体</p>	<p>市町</p>	
結 果 の 内 容				
<p>ア 災害に備えた道路の整備</p> <p>〔国土交通省北勢国道事務所〕</p> <p>(7) 緊急輸送道路として位置付けされている名阪国道の橋梁補強、道路斜面等の防災対策を実施した。</p> <p>(イ) 津波に備え内陸部のバイパス（北勢バイパス）整備を継続。</p> <p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕</p> <p>(7) 地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「防災拠点施設」「道の駅」について防災時の拠点としての整備を実施した。</p> <p>○道の駅「海山」</p> <p>(イ) 大規模地震発生時に予想される津波に対して、地元住民の緊急避難や、被災後の効率的な支援活動・円滑な交通誘導を図るため、緊急避難階段・緊急連絡路を整備した。</p> <p>〔三重県道路建設課〕</p> <p>震災時の避難・救助をはじめ、物資の供給・諸施設の復旧など広範な応急対策活動を円滑かつ確実に実施できるよう緊急輸送道路の整備と緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を実施した。</p>				



結 果 の 内 容

<実施箇所数> 緊急輸送道路の整備 38箇所  
橋梁の耐震対策 27箇所

○平成26年度の主な供用箇所（緊急輸送道路の整備）

国道477号（四日市湯の山道路）【部分供用】

国道368号（桜峠拡幅）【部分供用】

国道311号（遊木バイパス）【完成供用】

神戸長沢線【部分供用】

○平成26年度の主な対策完了箇所（橋梁の耐震対策）

国道166号（平瀬橋）

国道163号（北長野橋）

津三雲線（大正橋）

鳥羽阿児線（麻生の浦大橋2号橋）

鳥羽阿児線（的矢湾大橋）

〔三重県道路管理課〕

緊急輸送道路上の災害発生危険箇所において、災害防除事業を推進し、10箇所の対策を完了した。

○平成26年度の主な対策完了箇所

国道166号（松阪市）

国道260号（南伊勢町）

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

〔警察本部〕

(7) 地震、津波、豪雨等による災害が発生した場合に安全な道路交通を確保するため、東名阪自動車道四日市東インターに接続されている県道64号上に交通情報の収集及び提供を行うため、交通情報収集提供装置（光ビーコン）を4基整備した。

(イ) 災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、リチウム電池式信号機電源付加装置4基を整備した

ウ 災害発生時における交通規制

〔警察本部〕

伊勢志摩地方の交通情報の収集及び提供を行うため、交通情報収集提供装置（光ビーコン）を東名阪自動車道四日市東インターに接続されている県道64号上に4基新設し、運転者に対してリアルタイムの交通情報を提供する等の諸対策を推進した。

結 果 の 内 容

エ 災害発生時における情報提供の充実

〔国土交通省北勢国道事務所〕

道路の防災状況や交通状況を迅速・的確に収集し、道路利用者へ情報提供を行うために道路情報提供装置の整備を行った。

〔警察本部〕

災害発生時において、迅速・的確な交通情報を収集・提供するため、交通情報収集提供装置（光ビーコン）を整備拡充するなど、災害発生時における情報収集・提供の充実に努めた。

○ 交通情報収集・提供装置の整備状況（平成27年3月末日現在）

交通情報収集装置		交通情報提供装置	
機種名	設置数	機種名	設置数
テレビカメラ	31基	交通情報板	35基
車両感知器	3,053基	小型情報板	4基
情報収集提供装置（光ビーコン）	637基	旅行時間情報板	10基

第1章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(9) 総合的な駐車対策の推進 (P30)	
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 駐車秩序の維持と交通の安全と円滑を図るため、計画的に個々の交通実態等を踏まえた、きめ細かな駐車規制の見直しを行い、より良好な駐車秩序の確立を図る。		主な関係 機関・団体	市町
結 果 の 内 容				
<p>ア 秩序ある駐車場の推進 〔警察本部〕 駐車秩序を維持するため、平成26年度中は、2区間の駐車禁止規制を見直した。</p> <p>イ 違法駐車対策の推進 〔警察本部〕 (7) 放置車両確認事務の民間委託 放置駐車違反の取締りを行う執行力を確保するため、放置車両の確認及び確認標章の取付け事務を四日市南警察署、津警察署及び松阪警察署において民間委託した。 委託先は三重総合警備保障（株）であり、契約期間は平成25年6月1日から平成27年5月31日までの2年間とした。 駐車監視員が活動を行う取締り活動ガイドラインについて、四日市南警察署、津警察署及び松阪警察署管内で地域住民の意見要望等を踏まえた見直しを行った結果、平成26年度も、放置駐車違反の実態等を鑑み、現状のガイドラインを維持して取締り活動を行うこととした。 また、民間委託を行わない警察署においては、重点的な取締りを推進した。 ※ 確認標章取付件数 4,168件（うち駐車監視員2,904件）【平成26年度】</p> <p>(4) 違反者に対する責任追及 運転者の責任が追及できない放置車両については、当該車両の使用者に対して放置違反金納付命令を行うとともに、繰り返し放置駐車違反を行う車両に対しては、当該車両の使用制限を執行した。 また、督促状、最終督促状により放置違反金の納付を催促しても納付がない悪質な放置違反金の滞納者に対して滞納処分（財産の強制徴収）を行った。 ※ 車両使用制限実施件数 3件【平成26年度】 ※ 滞納処分件数（財産の強制徴収） 76件【平成26年度】</p> <p>ウ 駐車場等の整備</p> <p>エ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚 〔警察本部〕 地域交通安全活動推進委員による違法駐車車両への違法・迷惑駐車防止啓発用チラシの貼付及び自治会での回覧など主に住宅地や団地内における違法駐車等の排除活動を行った。</p> <p>オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 〔警察本部〕 現行の駐車禁止規制の見直しや違法駐車取締り等ハード、ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進した。</p>				

第1章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(10) 道路交通情報の充実 (P32)																					
実施機関 及び 実施方針	<p>〔国土交通省三重河川国道事務所、紀勢国道事務所〕 IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現を図る。</p> <p>〔警察本部〕 リアルタイムで高度な交通情報を提供するため、交通管制センター機能の一層の高度化を図り、道路利用者のニーズに対応する効果的な交通規制の運用を推進する。</p> <p>〔東海総合通信局〕 多様化する道路利用者のニーズに応えるため、道路利用者に対し必要な道路情報を提供する手段の普及を図ることにより、安全かつ円滑な道路交通を確保する。</p>	主な関係 機関・団体	日本道路交通情報センター																					
結 果 の 内 容																								
<p>ア 情報収集・提供体制の充実</p> <p>〔国土交通省三重河川国道事務所〕 道路情報提供装置の更新を実施した。</p> <p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕 (7) 道路情報板の機能向上を実施した(3面) (1) 経路情報収集装置設置を実施した(14基)</p> <p>〔警察本部〕 (7) 交通情報収集装置の整備 道路交通情報を的確に収集するため、老朽化した集中制御器を更新した。 (1) 交通情報提供装置の整備 道路交通情報を迅速・的確に提供するため、情報収集提供装置(光ビーコン)を整備した。</p> <p>○ 交通情報収集・提供装置の整備状況(平成27年3月末日現在)</p> <table border="1" data-bbox="288 1709 1291 1879"> <thead> <tr> <th colspan="2">交通情報収集装置</th> <th colspan="2">交通情報提供装置</th> </tr> <tr> <th>機種名</th> <th>設置数</th> <th>機種名</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビカメラ</td> <td>31基</td> <td>交通情報板</td> <td>35基</td> </tr> <tr> <td>車両感知器</td> <td>3,053基</td> <td>小型情報板</td> <td>4基</td> </tr> <tr> <td>情報収集提供装置(光ビーコン)</td> <td>637基</td> <td>旅行時間情報板</td> <td>10基</td> </tr> </tbody> </table>					交通情報収集装置		交通情報提供装置		機種名	設置数	機種名	設置数	テレビカメラ	31基	交通情報板	35基	車両感知器	3,053基	小型情報板	4基	情報収集提供装置(光ビーコン)	637基	旅行時間情報板	10基
交通情報収集装置		交通情報提供装置																						
機種名	設置数	機種名	設置数																					
テレビカメラ	31基	交通情報板	35基																					
車両感知器	3,053基	小型情報板	4基																					
情報収集提供装置(光ビーコン)	637基	旅行時間情報板	10基																					

## 結 果 の 内 容

[東海総合通信局]

(7) 路側通信システムの普及促進

カーラジオを活用した中波(1620KHz, 1629KHz)の電波により、ドライバーに交通情報等を迅速に提供が可能な路側通信システムの普及促進を図るため、機会を捉えて周知広報、制度説明等を実施した。

(イ) コミュニティ放送局の普及促進

カーラジオ等のFMラジオを通じて、地域住民や観光客等へのきめ細やかな道路情報の提供が可能なコミュニティ放送局の普及促進を図るため、機会を捉えて周知広報、制度説明等を実施した。

イ 高度道路交通システム（ITS）を活用した道路交通情報の高度化

[警察本部]

安全運転支援システム（グリーンウェーブ）整備事業として、信号交差点を通過する際、信号灯色情報に基づいて走行支援情報を提供するため、平成24年度に、路線信号情報提供下位装置1式及び高度化光ビーコン104基（桑名エリア及び津エリアに設置）を整備し、運用しているところである。

※ 高度化光ビーコンは、路線信号情報の提供及びプローブ情報の収集機能が追加されたもの。

ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進

[警察本部]

UTMSリンク対象道路の延伸等に伴う設定変更を実施し、道路交通情報の迅速・的確な提供に努めた。

エ わかりやすい道路交通環境の整備

第1章 道路交通の安全

項目	1 道路交通環境の整備	種別	(11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (P33)	
実施機関 及び 実施方針	<p>〔国土交通省三重河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所〕 道路の使用及び占用の適正化を実施・指導、気象等基準値による危険箇所の交通規制、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。</p> <p>〔三重県道路管理課〕 豪雨、台風、積雪等の異常気象時において、落石、崩落土等の恐れがあり、道路の通行が危険である箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間として、道路通行規制基準を定め、豪雨等の異常気象時に事前通行規制を実施して交通の安全を図る。</p> <p>〔警察本部〕 工作物の設置、工事等の道路使用については、安全で円滑な道路交通を確保するための適正な許可を行うとともに、道路使用許可条件の履行、原状回復を確実に行わせ、良好な交通環境の維持を図る。</p>	主な関係 機関・団体	市町	
結 果 の 内 容				
<p>ア 道路の使用及び占用の適正化等 〔国土交通省三重河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所〕 道路使用、占用の適正化を確保するほか、不法占用物件の是正や、道路の無秩序な掘り返し等の道路の安全で円滑な使用を阻害する行為並びに物件に対する排除等の実施や指導を行った。</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>(7) 道路管理者との連携を密にし、工作物の設置等、道路占有が必要な場合の措置については、事前に連絡を取り合い、安全で円滑な道路交通を確保し、道路使用と占用の合理化、適正化を図った。</p> <p>(4) 交通安全活動推進センターの調査業務を徹底させ、道路使用許可に係る許可条件の履行状況及び現場回復を徹底して、道路の有効性の確保と道路における危険を防止し、道路使用の適正化を図った。</p> <p>イ 休憩施設等の整備の推進 ※道の駅等</p> <p>ウ 子どもの遊び場等の確保</p> <p>エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限</p>				

結 果 の 内 容

〔国土交通省三重河川国道事務所〕

◎ 通行規制区間及び規制基準

路線名	規 制 区 間			気 象 条 件			危険内容
	区 間	距離標	延長	交通量	気象等基準値	気象観測所	
1	三重県亀山市関町沓掛 ~ 滋賀県甲賀市土山町山中	429.3	4.6 (km)	13,694 (台/日)	連続雨量 180mm (通行止め)	テレメータ 坂下	落石 法面崩落 沢崩れ
		433.9					

【積載車両等（特殊車両）の指導取締り ~ 取締り回数 5回】

〔国土交通省北勢国道事務所〕

◎ 通行規制区間及び規制基準

路線名	規 制 区 間			気 象 条 件			危険内容
	区 間	距離標	延長	交通量	気象等基準値	気象観測所	
25	三重県亀山市関町萩原 ~ 三重県伊賀市柘植町		14.1 (km)		連続雨量 200mm (通行止め)		落石 法面崩落 沢崩れ

【積載車両等（特殊車両）の指導取締り ~ 取締り回数 6回】

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

◎ 通行規制区間及び規制基準

路線名	規 制 区 間			規 制 条 件		危険内容
	区 間	距離標	延長 (km)	気象等基準値(通行止め)	気象観測	
42	三重県度会郡大紀町大内山 ~ 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区 東長島	178.9	3.5	連続雨量 250mm	テレメータ 荷坂	落石 法面崩落 沢崩れ
		182.4				
42	三重県尾鷲市大字南浦 ~ 三重県熊野市飛鳥町大又	215.6	11.4	連続雨量 300mm	テレメータ 弓山	落石 法面崩落 沢崩れ
		227.0				
42	三重県熊野市飛鳥町字小阪 ~ 三重県熊野市大泊町字寺道	234.7	5.5	連続雨量 300mm	テレメータ 佐田坂	落石 法面崩落 沢崩れ
		240.2				

【※弓山については、実行雨量併用で試行（換算連続雨量280mm）】

路線名	区 間	距離標	延長 (km)	内 容
42	三重県度会郡大紀町大内山 ~ 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区 東長島	178.9 ~ 182.4	3.5	災害工事完了により事前通行規制区間の基準値見直し 手続き中

【積載車両等（特殊車両）の指導取締り ~ 取締り回数 6回】

〔三重県道路管理課〕

○ 別表 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準による。【P24~P26】

オ 地域に応じた安全の確保

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 1



異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準2

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準3

第1章 道路交通の安全

項目	2 交通安全思想の普及徹底 (P34)	種別	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (P36)	
<p>実施機関及び実施方針</p>	<p>〔三重県交通安全・消費生活課〕 交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示15号)に基づき、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から成人にいたるまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施する。</p> <p>〔三重県文化振興課〕 社会教育、生涯学習活動を通じて、交通安全教育の普及啓発及び充実を図るための環境づくりを進める。</p> <p>〔三重県子育て支援課〕 幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全のルールを理解し、進んでルールを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけることを目標とし、保育所、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に行うことを、新保育所保育指針に沿って実施するよう市町を通じて各保育所に依頼する。</p> <p>〔三重県少子化対策課〕 地域における児童の遊び場である児童館等において、児童の安全指導の徹底を図るよう市町に依頼する。</p> <p>〔警察本部〕 交通安全教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識及び交通マナーの向上のために必要不可欠であり、生涯学習として成長過程にあわせて段階的・体系的に実施する。 また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障がい者に対する思いやりの心を育み、交通事故を起こさない意識の向上を目指す。</p> <p>〔三重県教育委員会事務局生徒指導課〕 幼児をはじめとして、小・中・高等学校の児童生徒に対する交通安全教育を、自他の生命尊重という基本理念にたつて、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて実施する。 学校、家庭、地域社会の連携をはかりながら、交通社会の一員として、自己の安全のみならず、他の人々の安全の貢献できる健全な社会人を育成することを目的として、身近な交通環境における様々な危険に気づき、常に的確な判断のもとに安全に行動できる実践的な態度や能力を養う。</p>	<p>主な関係機関・団体</p>	<p>市町、交通関係機関・団体</p>	

結 果 の 内 容

「平成26年交通安全教育実施結果」〔警察本部〕

交通安全教育実施結果（平成26年中）

対象	実施回数	対象者数	前年比（人）
幼児	205 回	15,341 人	-5,021 人
小学生	310 回	37,673 人	-1,243 人
中学生	74 回	15,917 人	3,439 人
高校生	24 回	3,430 人	-2,048 人
高齢者	480 回	18,632 人	1,456 人
その他	1,044 回	47,884 人	4,761 人
合計	2,137 回	138,877 人	-449 人
うち外国人	187 回	1,959 人	166 人

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

(7) 地域の交通安全指導者の資質向上のため、保護者を対象とした交通安全指導者講習会を開催した。

5月29日…交通安全研修センター

11月4日…交通安全研修センター

(イ) 家庭からの交通安全を推進するため「交通安全メッセージ運動」を展開した。2,308組の児童・園児と保護者が交通安全メッセージを交換し、対話を通じて交通安全意識の高揚に取り組んだ。

(ウ) 自転車学習コース（三重県交通安全研修センター内）や出前先の保育園や幼稚園のグラウンドなどを利用し、模擬交差点を使った安全な歩き方や自転車の安全な乗り方等について、参加・体験・実践型の研修を実施した。  
（研修センターでの研修 30園、1,171人、出前研修：1園、113人）

〔三重県文化振興課〕

(7) 交通安全教育推進のための環境づくりに努めた。

○ 交通安全教育に関する図書の実と利用促進

・県立図書館では、購入・寄贈により新たに交通安全教育関係の本が5冊増加し、交通安全教育に関する蔵書総数は229冊となった。

○ 視聴覚ライブラリーの交通安全教育教材の実と利用促進

・三重県生涯学習センター（視聴覚ライブラリー）交通安全教材の所蔵は56本。

（内訳 16ミリ6作品、VHS40作品、DVD10作品）

・所蔵教材は三重県生涯学習センターホームページにて情報掲載している。

・「交通安全教育」をメインとした小学校向けチラシを作成・配布（4月）

ライブラリー利用者へ周知すると共に、三重県総合文化センター内にて一般の県民向けに配架した。

○ 関係施設における交通安全に関するポスター等の掲示による啓発

・美術館、斎宮歴史博物館などの施設において、交通安全に関するポスターの掲示等を行った。

(イ) 社会教育、生涯学習活動を通じて、交通安全教育の普及啓発及び充実をはかるための環境づくりに努めた。

## 結 果 の 内 容

### 〔三重県子育て支援課〕

「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日雇児保発0119第1号）に基づいて重大な交通事故が発生した場合、保育所保育指針等に沿って類似の事例が再発することを防止する観点から、市町を通じて各保育所等に当該事故情報の連絡を依頼した。

### 〔警察本部〕

「平成26年 交通安全教育実施結果」のとおり【P 28上記表】

### 〔三重県教育委員会事務局生徒指導課〕

教育活動全般における交通安全指導を展開した。

- 警察や関係機関の協力による交通安全講話や交通安全教室の実施
- 幼児の発達段階に応じた交通安全教育の実施

## イ 児童に対する交通安全教育の推進

### 〔三重県交通安全・消費生活課〕

(ア) 交通安全母の会等の交通安全組織を通じて、家庭における交通安全教育や街頭指導等を推進した。

(内容は、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」－(ア)同課結果記載文を参照【P28】)

(イ) 自転車学習コース（三重県交通安全研修センター内）や出前先の小学校のグラウンドなどを利用し、年齢層に応じて、必要とされる基本的な交通ルールやマナーの習得、自転車の正しい乗り方等について、参加・体験

- 実践型の研修を実施した。（研修センターでの研修 11校、500人、出前研修 14校、1,932人）

また、教職員等を対象とした交通安全指導者研修を実施した。（1回、41人）

### 〔三重県文化振興課〕

(内容は、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」－(ア)同課結果記載文を参照【P28】)

### 〔三重県少子化対策課〕

県内児童館の相互連携等を行う「三重県児童館連絡協議会」に対し、各児童館への児童の交通安全指導徹底の周知依頼を実施した。

### 〔警察本部〕

(ア) 「平成26年 交通安全教育実施結果」のとおり【P 28上記表】

(イ) 毎月第一月曜日の「自転車安全対策強化日（セーフティ・バイシクル・デー）」等の機会を捉えた街頭指導活動等を通じて、交通ルールの遵守を促した。

(ウ) 第48回交通安全子ども自転車三重県大会を7月5日（土）に津市芸濃体育館で開催した。

### 〔三重県教育委員会事務局生徒指導課〕

(ア) 登下校等における交通安全指導を実施した。

- 各学校等において、継続的に登下校時の交通安全指導を実施
- P T Aと連携した登下校時の交通安全指導の実施
- 学校安全ボランティア（スクールガード）による見守り活動

(イ) 教育活動全般における交通安全教育・安全指導を展開した。

- 警察や関係機関の協力による交通安全講話や交通安全教室の実施
- 児童の発達段階に応じた交通安全教育の実施
- 学級活動等における交通安全指導の実施

(ウ) 関係機関からの依頼を受けて、交通安全啓発用パンフレットや下敷き等を配付した。

## 結 果 の 内 容

### ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

#### 〔三重県交通安全・消費生活課〕

自転車コース（三重県交通安全研修センター内）や出前先の中学校のグラウンドなどを利用し、基本的な交通ルールやマナーの習得、自転車の正しい乗り方等についての参加・体験・実践型の研修を実施した。

（研修センターでの研修 5校、164人、出前研修 4校、750人）

また、教職員等を対象とした交通安全指導者研修を実施した。（1回、41人）〔再掲〕

#### 〔三重県文化振興課〕

（内容は、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」－(7)同課結果記載文を参照【P28】）

#### 〔警察本部〕

(7) 「平成26年 交通安全教育実施結果」のとおり【P28上記表】

(イ) 毎月第一月曜日の「自転車安全対策強化日（セーフティ・バイシクル・デー）」等の機会を捉えた街頭指導活動等を通じて、交通ルールの遵守を促した。

#### 〔三重県教育委員会事務局生徒指導課〕

(7) 登下校等における交通安全指導を実施した。

○ 各学校等において、継続的に登下校時の交通安全指導を実施

○ P T Aと連携した登下校時の交通安全指導の実施

○ 学校安全ボランティア（スクールガード）による見守り活動

○ 中学校の教職員を対象とした三重県教育委員会主催の「交通安全教室講習会」の実施（5月29日（木）川越町総合センター内いきいきセンター、6月3日（火）県松阪庁舎6階大会議室 計2会場）

(イ) 教育活動全般における交通安全教育・安全指導を展開した。

○ 警察や関係機関の協力による交通安全講話や交通安全教室の実施

○ 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の実施

○ 学級活動やホームルーム、部活動等における交通安全指導の実施

(ウ) 関係機関からの依頼を受けて、交通安全啓発用パンフレット等を配付した。

### エ 高校生に対する交通安全教育の推進

#### 〔三重県交通安全・消費生活課〕

出前先の高等学校のグラウンドを利用し、交通社会の一員としての自覚と責任、二輪車の特性、交通事故の場合の措置（応急救護措置の必要性）等について、参加・体験・実践型の研修を実施した。（出前研修 1校、289人）

また、教職員等を対象とした交通安全指導者研修を実施した。（1回、41人）〔再掲〕

#### 〔三重県文化振興課〕

（内容は、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」－(7)同課結果記載文を参照【P28】）

#### 〔警察本部〕

(7) 「平成26年 交通安全教育実施結果」のとおり【P28上記表】

(イ) 毎月第一月曜日の「自転車安全対策強化日（セーフティ・バイシクル・デー）」等の機会を捉えた街頭指導活動等を通じて、交通ルールの遵守を促した。

(ウ) スケアードストレイト教育技法による自転車教室を3高校において開催した。

## 結 果 の 内 容

〔三重県教育委員会事務局生徒指導課〕

(7) 登下校等における交通安全指導を実施した。

- 各学校等において、継続的に登下校時の交通安全指導を実施
- P T Aと連携した登下校時の交通安全指導の実施

(4) 教育活動全般における交通安全教育・安全指導を展開した。

- 警察や関係機関の協力による交通安全講話や交通安全教室の実施
- 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の実施
- 学級活動やホームルーム、部活動等における交通安全指導の実施

(ウ) 関係機関からの依頼を受けて、交通安全啓発用パンフレット等を配付した。

\* 通学路の安全対策の推進〔三重県教育委員会事務局生徒指導課〕

通学路における安全を確保するため、派遣要請を受けた鈴鹿市、桑名市、四日市市の3市に通学路安全対策アドバイザーを派遣した。派遣されたアドバイザーは、学校、道路管理者及び警察等の関係機関と連携を図り、危険箇所に対する具体的な対策の検討・立案、危険箇所の合同点検を行った。

オ 成人に対する交通安全教育の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

三重県交通安全研修センターを活用し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施した。

- 団体研修 401団体、5,556人
- 指導者養成・資質向上研修 154回、1,787人
- 夜間交通安全特別研修（交通安全ナイトスクール） 1回、68人
- 出前研修 20団体、3,084人

〔三重県文化振興課〕

（内容は、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」－(7)同課結果記載文を参照【P28】）

〔警察本部〕

「平成26年 交通安全教育実施結果」のとおり【P28上記表】

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

(7) 地域の高齢者に対する交通安全指導等の活動の中心となる人材（シルバーリーダー）を育成するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施した。

- シルバーリーダー育成研修 18回、295人

(4) 交通安全活動指導員（シルバーリーダー）に対する連絡会議を開催し、交通安全活動に必要な指導方法や情報提供等を行った。

- シルバーリーダー連絡会議 18会場、228人

## 結 果 の 内 容

### 〔三重県文化振興課〕

(内容は、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」－(7)同課結果記載文を参照【P28】)

### 〔警察本部〕

(7) 「平成26年 交通安全教育実施結果」のとおり【P28上記表】

(イ) 「高齢者交通安全教育ステップアップ事業」「シルバー交通安全指導者育成事業」等、高齢者の特性に応じた対策を推進した。

○ 高齢者交通安全教育ステップアップ事業の推進

県内で18地区を指定し、高齢者宅訪問活動、自転車安全教室等参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。

○ 高齢者交通安全アドバイザー制度

平成26年9月に、598人の高齢者交通安全アドバイザーを委嘱(任期2年)し、地域の高齢者に対する交通安全のワンポイントアドバイス等の交通安全指導活動を推進した。

○ シニアドライバー安全運転大会

10月26日、トーア自動車学校において「シニアドライバー安全運転大会」を開催し、高齢運転者の特性に応じた安全運転知識、技能の習得を図った。

○ 「高齢者の交通安全の日(セーフティー・シルバー・デー)」の設定

設定日(毎月21日)には、関係機関・団体等と連携して、多くの高齢者が訪れる商業施設等における広報啓発活動を始め参加・体験・実践型の交通安全教室の開催や街頭での保護誘導活動を県下一斉に実施した。

### キ 障がい者に対する交通安全教育の推進

#### 〔三重県交通安全・消費生活課〕

三重県交通安全研修センターを活用し、安全な歩行の方法や安全確認の方法などについて、参加・体験・実践型の研修を行った。(研修センターでの研修 1回、39人)

#### 〔三重県文化振興課〕

(内容は、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」－(7)同課結果記載文を参照【P28】)

#### 〔警察本部〕

福祉施設等における参加・体験型の交通安全教室等の開催等障がい者に対する交通安全教育を推進した。

### ク 外国人に対する交通安全教育の推進

#### 〔三重県交通安全・消費生活課〕

三重県交通安全研修センターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。

#### 〔三重県文化振興課〕

(内容は、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」－(7)同課結果記載文を参照【P28】)

#### 〔警察本部〕

外国人学校や外国人研修生に対する交通安全教育のほか、外国語の交通安全運動ポスターやチラシ、関係機関の協力を得た外国語パンフレット「日本の交通ルールをご存じですか」、「歩行者と自転車のための日本における交通安全ガイド」の作成・配布等、外国人に対する交通安全教育を推進した。



第1章 道路交通の安全

項目	2 交通安全思想の普及徹底	種別	(2) 効果的な交通安全教育の推進 (P40)	
実施機関 及び 実施方針	<p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>幼児から高齢者に至る幅広い年齢層に対応した体系的な交通安全教育を行う三重県交通安全研修センターを活用した交通安全教育を実施する。</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>受講者が交通安全に必要な知識及び技能を確実に習得できるよう、交通安全教育用資機材を有効活用し、交通事故実態に即した参加・体験・実践型の教育手法を積極的に取り入れる。</p>	主な関係 機関・団体	市町、交通関係機関・団体	
結 果 の 内 容				
<p>ア 参加・体験・実践型教育の推進等</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>対象に応じた交通安全教育DVD等を充実させ、交通関係機関・団体に貸し出しを行った。</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>(ア) 交通情報総合管理システムを活用した交通事故分析を推進し、分析結果を踏まえた交通安全教育を実施した。</p> <p>(イ) 地域交通安全活動推進委員、高齢者交通安全アドバイザー等交通安全教育の指導者として必要な知識・技能の習得のために、資料提供や研修会を開催した。</p> <p>また、2月3日に市町の交通指導員等の教育技術のスキルアップを図るための研修会を開催した。</p> <p>イ 三重県交通安全研修センターの活用</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>指定管理者制度を活用し、三重県交通安全研修センターの効果的かつ効率的な運営を行い、幼児から高齢者に至るまでの体系的かつ効果的な交通安全教育を実施するとともに、屋内施設・設備等の更新を行った。</p> <p>また、各地域において交通安全研修や出前研修等を積極的に実施し、より広い層の県民に交通安全教育を受ける機会を提供するとともに、交通安全に関する情報収集や調査研究を実施した。</p> <p>○ 実績値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター利用者数（出前研修を除く。） 50,983人</li> <li>・指導者養成・資質向上講座受講者数 1,787人</li> <li>・利用者満足度 96.8%</li> <li>・団体研修利用者数 5,556人</li> <li>・出前研修受講者数 3,084人</li> </ul>				

第1章 道路交通安全

項目	2 交通安全思想の普及徹底	種別	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (P 4 1)	
実施機関 及び 実施方針	<p>[三重県交通安全・消費生活課]</p> <p>県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進する。</p> <p>[警察本部]</p> <p>高齢者の死者が約半数を超え、飲酒運転による死亡事故も後を絶たないことから、交通安全運動をはじめとしたあらゆる機会を通じて交通安全に関する広報啓発活動を展開することで、交通安全思想の普及徹底を図る。</p>	主な関係 機関・団体	中部運輸局三重運輸支局、市町、 交通関係機関・団体	

結 果 の 内 容

ア 交通安全運動の推進

[三重県交通安全・消費生活課]

三重県交通対策協議会の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開した。

(7) 期間を定めて行う運動

- 県民運動 思いやりとゆずりあい交通事故をなくす年間運動
  - ・ 期間 1月1日から12月31日まで
  - ・ スローガン ゆずりあう 心が三重る 道が好き  
～安全はあなた自身の心がけ～
  - ・ 重点目標 高齢者の交通事故防止  
子どもの交通事故防止  
自転車の安全利用の促進  
全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底  
飲酒運転の根絶  
薄暮時の早めのライト点灯推進  
反射材の普及  
若年運転者の交通事故防止  
違法・迷惑駐車 of 追放
  - ・ 春の全国交通安全運動 4月6日から 4月15日まで
  - ・ 夏の交通安全県民運動 7月11日から 7月20日まで
  - ・ 秋の全国交通安全運動 9月21日から 9月30日まで
  - ・ 年末の交通安全県民運動 12月11日から12月20日まで
  - ・ 無事故・無違反チャレンジ123 7月1日から10月31日まで
  - ・ 夕暮れ時、ちょっと早めのライトオン運動 10月1日から12月31日まで

(イ) 日を定めて行う運動

- 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日、9月30日
- 交通安全の日 毎月11日
- 高齢者の交通安全の日 (セーフティーシルバーデー) 毎月21日
- 三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす推進運動の日 12月1日

## 結 果 の 内 容

- 自転車安全対策強化日 (セーフティー・バイカルデー) 毎月第一月曜日

### (ウ) 交通安全広報の推進

- 四季の交通安全運動実施中に、懸垂幕、横断幕、登り旗等の掲出
- ポスター、チラシ等の掲示・配布
- テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミを活用した広報の実施

#### 〔警察本部〕

四季の交通安全運動において、関係機関・団体と連携して合同出発式、街頭キャンペーン等を実施したほか、幅広い広報啓発活動を推進した。

### イ 自転車の安全利用の推進

#### 〔三重県交通安全・消費生活課〕

- (ア) 三重県交通安全研修センターの自転車コースや出前先の学校等のグラウンドを利用し、実際に自転車を使い、自転車の点検・整備、自転車の操法、走行上のルールや注意点などについて、必要な知識やマナーを伝えることにより、自転車の安全利用を推進した。
- (イ) 四季の交通安全運動を中心に、自転車の交通ルールと交通マナーについて啓発を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図った。

#### 〔警察本部〕

- (ア) 各種広報紙や県警ホームページ等により道路交通法の改正内容等の周知を図った。
- (イ) 自転車の関わる交通事故の発生状況等を踏まえた街頭指導活動、交通安全教室、広報啓発活動を推進した。
- (ウ) 関係機関・団体と連携した自転車の街頭点検等を通じて、前照灯等の整備状況の点検及び夜間の点灯・反射材の貼付促進を図った。
- (エ) 親子交通安全教室等による幼児・児童への自転車乗用ヘルメットの着用促進のための広報啓発を推進した。

### ウ すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

#### 〔中部運輸局三重運輸支局〕

全国交通安全運動期間や年末年始の輸送等に関する安全総点検にあわせ、運送事業者の乗務員及び乗客に対して、シートベルトの着用の徹底を啓発した。

#### 〔三重県交通安全・消費生活課〕

- (ア) 三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育を通じて、シートベルトの正しい着用の徹底を推進した。
  - 〈屋内〉シートベルト・コンビンサーを使っでのシートベルト着用の必要性の学習
  - 〈屋外〉スキッドコースにおける急制動操作を通じてのシートベルト着用の必要性の学習
- (イ) 年間・四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、シートベルトの着用効果に対する理解と着用の励行について、あらゆる広報媒体を通じて広報啓発を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図った。

## 結 果 の 内 容

### 〔警察本部〕

街頭活動及び交通安全講習等を通じて、全ての座席のシートベルトの着用の必要性を訴え、また、シートベルト着用推進モデル事業所を指定し、着用率の向上を図った。

### エ チャイルドシートの正しい使用方法の徹底

#### 〔三重県交通安全・消費生活課〕

年間・四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、チャイルドシートの使用効果に対する理解と使用の励行について、あらゆる広報媒体を通じて広報啓発を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図った。

### 〔警察本部〕

交通安全県民力向上事業「交通安全教育・啓発事業」を三重県交通安全協会に委託し、交通安全アドバイザーによる幼児の保護者等を対象としたチャイルドシートの正しい使用に関する広報・指導活動を行ったほか、チャイルドシート使用推進モデル幼稚園等を指定し、チャイルドシートの正しい使用促進を啓発した。

### オ 反射材用品の普及促進

#### 〔三重県交通安全・消費生活課〕

年間・四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、反射材の視認効果、使用方法等についてあらゆる広報媒体を通じて広報啓発を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図った。

また、高齢者に対する交通安全指導の際に、実際に反射材を使用してもらい、その効果を実感させるなど体験型交通安全指導の実施に心がけた。

### 〔警察本部〕

(ア) 交通安全教室等により、反射材の視認性や使用方法等についての啓発活動を推進した。

(イ) 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの実施

各種の広報啓発活動、交通安全教室等の機会をとらえて、夜間、薄暮時間帯等に外出する際の夜光反射材の着用、自動車の前照灯の上向き点灯を働き掛け、夜間等における交通事故（特に、歩行者や自転車利用者が死傷する交通事故）防止に取り組んだ。

### カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

#### 〔三重県交通安全・消費生活課〕

年間・四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、飲酒運転の危険性等について、あらゆる広報媒体を通じて広報啓発を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図った。

また、教育及び知識の普及・啓発については、条例施行1周年記念フォーラムを開催し、これを契機に飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざすキャンペーン（2大学を含むリレーイベント）や飲酒運転<sup>ゼロ</sup>メッセージ運動を展開し、12月1日飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす推進運動の日に開催した交通安全県民大会においては、モザイクアートの作成公表などの活動報告を行った。このような取組を通し、規範意識の定着へ向け、多くの県民と飲酒運転根絶の機運を醸成した。

○条例施行1周年記念フォーラム 平成26年7月13日（日）県人権センター

○交通安全県民大会 平成26年12月1日（月）サンヒルズ安濃

○啓発リレーイベント 県内5箇所で開催

## 結 果 の 内 容

〔警察本部〕

「ハンドルキーパー運動推進店」「ハンドルキーパー運動推進事業所」等の指定を行い、飲酒運転根絶の機運を盛り上げる社会環境づくりを図った。

### キ 効果的な広報の実施

〔三重県交通安全・消費生活課〕

テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を活用して、具体的でタイムリーな広報を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図った。

〔警察本部〕

(7) 四季の交通安全運動をはじめとして、新聞紙上や広報紙、ホームページによる広報のほか、FMラジオやケーブルテレビ等による効果的な広報に努めた。

(イ) 県内34箇所の道路情報板に交通安全標語や交通安全運動の重点等を表示し、視覚に訴える広報を推進した。

### ク その他の普及啓発活動の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

(7) 交通死亡事故が多発した時は、交通死亡事故多発警報（非常事態宣言）を発令し、地域住民に注意を喚起する。【平成26年度は、該当なし】

○ 交通死亡事故多発警報

交通事故死者は前年同期+20人以上となったとき、又は知事が交通死亡事故の発生状況などから必要があると認めたとき

○ 交通死亡事故非常事態宣言

交通事故死者は前年同期+30人以上となったとき、又は知事が交通死亡事故の発生状況などから必要があると認めたとき

※平成26年度の交通事故死亡者は、112人だった。

(イ) 交通安全活動に対する理解を深め、交通安全意識の高揚を図ることを目的に、交通安全県民大会を開催した。

○ 12月1日 サンヒルズ安濃

(ウ) 交通安全県民運動の趣旨を広く周知するため、平成24年から5年間にわたり使用する「三重県交通安全スローガン」を活用し、交通安全意識の高揚を図った。

○ スローガン：ゆずりあう 心が三重<sup>みえ</sup> 道が好き ～安全は あなた自身の 心がけ～

(イ) 交通安全教育用DVD等の貸出

より効果的な交通安全教育に資するため、企業、学校、自治会等を対象としたDVD等の貸し出しを行い、県民の交通安全意識の高揚に努めた。

○ 貸出数～延べ282本（DVD279本・ビデオテープ3本）

第1章 道路交通の安全

項目	2 交通安全思想の普及徹底	種別	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 (P45)	
実施機関 及び 実施方針	〔三重県交通安全・消費生活課〕 民間団体の交通安全に関する主体的な活動を促進するため、交通安全指導者の養成や諸行事に対する援助、資料の提供等を行う。		主な関係 機関・団体	中部運輸局三重運輸支局、市町、交通安全母の会
結 果 の 内 容				
<p>ア 関係機関・団体と連携した交通安全対策の推進 〔中部運輸局三重運輸支局〕 全国交通安全運動期間や年末年始の輸送等に関する安全総点検にあわせ、各自動車団体への同運動の推進が図れるよう積極的な取組依頼を行った。</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕 交通安全対策に関する行政・民間団体で組織された三重県交通対策協議会の各組織が、その立場に応じた自主的な交通安全活動を効果的に実施できるよう、援助、資料の提供等を行った。</p> <p>イ 民間団体の指導育成 〔三重県交通安全・消費生活課〕 (7) 交通安全母の会等の育成指導 市町、幼稚園、小・中学校、PTA等と連携を強め、幼児と保護者を対象とした「幼児交通クラブ」、小・中学校を単位とした「交通安全母の会」の結成の促進と育成を図った。 (4) 三重県交通安全母の会連合会の育成指導 市町と連携し、「交通安全は家庭から」を合い言葉に、母の会連合会の活動を活性化するとともに、地域との連携を強化し、子どもと高齢者の交通事故防止を図った。</p> <p>ウ 三重県交通安全研修センターの活用 〔三重県交通安全・消費生活課〕 民間団体の主体的な交通安全教育の促進を図るため、三重県交通安全研修センターを活用し、地域、職域等における交通安全教育指導者の育成を行った。(1,787人)</p>				

第1章 道路交通安全

項目	2 交通安全思想の普及徹底	種別	(5) 住民の参加・協働の推進 (P45)	
実施機関 及び 実施方針	〔三重県交通安全・消費生活課〕 交通安全思想の普及にあたって、行政、民間団体等と住民が連携を密にしたうえで、住民の参加・協働により地域における実情に即した身近な活動を推進する。また、地域、職場、家庭での交通安全意識を盛り上げるために、住民参加型の啓発活動を推進する。	主な関係 機関・団体	市町、老人クラブ	
結 果 の 内 容				
<p>ア シルバーリーダー連絡会議の開催 〔三重県交通安全・消費生活課〕 老人クラブ等のシルバーリーダー、県、警察署、市町交通安全担当者等による「シルバーリーダー連絡会議」を開催し、地域において高齢者が交通安全に対して意識を高めるための情報等の提供や、活動の進め方、活用できる社会資源等を紹介してシルバーリーダーの活動の活性化を図った。</p> <p>イ 無事故・無違反チャレンジ123の実施 〔三重県交通安全・消費生活課〕 県民に対し「無事故・無違反チャレンジ123」への積極的な参加を促すことにより、交通安全意識の向上を図った。</p> <p style="margin-left: 40px;">○ 参加者        34,428人 (11,476チーム)                      ※前年度 34,086人 (11,362チーム)</p> <p style="margin-left: 40px;">○ 無事故・無違反達成率 93.16%                                      ※前年度 93.0%</p>				

第1章 道路交通安全

項目	3 安全運転の確保 (P46)	種別	(1) 運転者教育等の充実 (P46)	
<p>実施機関及び実施方針</p>	<p>〔警察本部〕            指定自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況等を勘案しつつ、教習カリキュラムの効果的な推進を図るほか、教習指導員等の資質向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。</p> <p>取得時講習を効果的に実施するため、講習委託先に対する必要な指導監督を行い、講習に必要な体制の整備を図る。</p> <p>地域の交通安全教育センターとして、指定自動車教習所の施設等を有効に活用した幅広い年齢層を対象とした各種交通安全教育・運転免許取得者教育認定制度の効果的な活用及び積極的な推進に努める。</p> <p>〔自動車安全運転センター三重事務所〕            自動車安全運転センターが行う通知、証明及び調査研究業務を通じて、広く県民の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>安全運転中央研修所における実践的な運転研修を通じて、専門的な交通安全知識と高度な運転技能を備えた指導者や職業運転者を育成するため、県内の企業・団体等に安全運転中央研修所の利用を働きかける。</p>	<p>主な関係機関・団体</p>	<p>中部運輸局三重運輸支局            交通安全・消費生活課、            指定自動車教習所</p>	
結 果 の 内 容				
<p>ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</p> <p>〔警察本部〕            指定自動車教習所の教習指導員及び技能検定員に対する法定講習、研修会等の実施並びに総合（定期）検査、随時検査、学科試験合格者に対する抽出検査(132名)の実施を通じて教習・技能検定水準の維持向上を図り、運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実を図った。</p> <p>イ 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>〔警察本部〕            自動車安全運転センター安全運転中央研修所における指導員研修課程への入所及び各種研修会の開催による講習指導員の指導能力の向上を図るとともに、講習施設の改善整備及び講習実施機関に対する立入検査による指導監督を積極的に実施し、適正な講習業務の推進に努め、311,290人に対し運転者教育を実施した。【実施結果次頁参照】</p>				



結 果 の 内 容

平成 26 年度の各種講習別実施結果

種 別	受講者数(人)
取得時講習	123
取消処分者講習	503
停止処分者講習	3,697
違反者講習	913
初心運転者講習	445
高齢者講習	48,867
更新時講習	254,898
特定任意講習	464
原付講習	1,380
合 計	311,290

ウ 二輪車安全運転対策の推進

〔警察本部〕

二輪車安全運転大会等を開催し、自動二輪車の安全教育を推進した。

エ 高齢運転者対策の充実〔警察本部〕

平成25年4月と9月に講習予備検査の見直しを行い、高齢者が安全に運転を継続できるよう支援するための高齢者講習等をより一層効果的に実施した。

○ 平成26年度の実施結果

高齢者講習の受講者数 48,867人

講習予備検査の受検者数 27,868人

オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

〔三重県交通安全・消費生活課〕

年間・四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの着用効果に対する理解と着用の励行について、あらゆる広報媒体を通じて広報啓発を実施した。

〔警察本部〕

四季の交通安全運動を通じた広報啓発に努めたほか、シートベルト取締りを推進した。

カ 自動車安全運転センターの業務の充実

〔自動車安全運転センター三重県事務所〕

(ア) 平成26年度中、5,817名（-895名）に対し、累積点数の通知・警告を実施し、法令の遵守を喚起し、安全運転の励行を促した。

(イ) 平成26年度中、無事故・無違反証明書及び運転記録証明書の申請者83,851名の内、1年以上無事故無違反達成者76,698名に対しSDカードを発行し、運転者の安全運転意識の高揚を図った。

(ウ) 各警察署や企業を訪問し、チャレンジ123参加を促すとともに、7月以降12月まで臨時職員を採用し正確かつ迅速な処理に努めた。

結 果 の 内 容

(イ) 過去に運転記録証明書の申請があった企業等107事業所に対し、運転記録証明書の効果的活用事例を紹介するパンフレットを送付して、運転記録証明書の活用を促した。

(オ) 平成26年度中、三重県警察本部をはじめとする7団体23名が「安全運転中央研修所」に入所し、研修を受けた。

キ 自動車運転代行業の指導育成等

〔警察本部〕

県内の自動車運転代行業者への立入検査を実施し、指導育成を図った。

ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適正診断の充実

〔中部運輸局三重運輸支局〕

特定の運転者に対する適性診断として、運転者とし新たに雇い入れた者に対する「初任診断」、65歳以上の者への「適齢診断」、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者への「特定診断」といった適性診断の義務付けに加え、安全運転に役立つアドバイスのための「一般診断」の積極的な受診促進を図った。

ケ 悪質危険な運転者の早期排除

〔警察本部〕

悪質・危険運転者の早期排除のため、適正かつ迅速に行政処分を執行した。

○ 平成26年度の取消、停止の実施結果

・ 取消総件数	699件
内訳	
飲酒運転に係る取消	440件
特定違反行為に係る取消	41件
その他（累積等）	218件
・ 停止総件数	4,165件
内訳	
飲酒運転に係る停止	155件
速度違反に係る停止	2,098件
その他（累積等）	1,912件

第1章 道路交通安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(2) 飲酒運転防止対策の推進 (P49)	
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部、三重県交通安全・消費生活課〕 市町、関係機関・団体と連携して、飲酒運転 <sup>ゼロ</sup> をめざして効果的な広報啓発活動や、飲酒運転違反者等に対する再発防止教育やアルコール問題対策などの施策を総合的に実施するための必要な措置を講じる。	主な関係 機関・団体		
結 果 の 内 容				
<p>ア 飲酒運転（再発）防止に関する普及啓発</p> <p>〔警察本部〕 四季の交通安全運動において、関係機関・団体と連携して合同出発式、街頭キャンペーン等を実施したほか、「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」の周知を図るため、幅広い広報啓発活動を推進した。 12月1日には、「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす推進運動の日」として、関係機関等と連携して広報活動を実施した。</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕 教育及び知識の普及・啓発については、条例施行1周年記念フォーラムを開催し、これを契機に飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざすキャンペーン（2大学を含むリレーイベント）や飲酒運転<sup>ゼロ</sup>メッセージ運動を展開し、12月1日飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす推進運動の日を開催した交通安全県民大会においては、モザイクアートの作成公表などの活動報告を行った。このような取組を通し、規範意識の定着へ向け、多くの県民と飲酒運転根絶の機運を醸成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○条例施行1周年記念フォーラム 平成26年7月13日（日）県人権センター</li> <li>○交通安全県民大会 平成26年12月1日（月）サンヒルズ安濃</li> <li>○啓発リレーイベント 県内5箇所で開催</li> </ul> <p>イ 飲酒運転とアルコール問題相談窓口の設置</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕 平成26年4月1日から『飲酒運転とアルコール問題相談窓口』を設置し、飲酒運転違反者やその家族等からの相談を受け、アルコール依存症に関する受診につなげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談件数 111件</li> </ul> <p>ウ 飲酒運転防止のための講習</p> <p>〔警察本部〕 常習飲酒運転者対策の一環として、飲酒運転違反者に対し、飲酒運転の危険性を理解させる飲酒学級、飲酒取消講習を実施し、飲酒運転防止教育に取り組んだほか、講習指導員の指導能力及び資質の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成26年度の実施結果 <ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒学級の受講者数 116人</li> <li>飲酒取消講習の受講者数 269人</li> </ul> </li> </ul>				

## 結 果 の 内 容

### エ 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務

〔三重県障がい福祉課〕

- (7) 指定医療機関と県の合同会議を開催して、受診受入時の対応技術や診断技術等の向上のために講義や情報共有を行い診療が円滑に行えるように体制整備を行った。
- (イ) 三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例に係る医療機関指定等実施要綱第4条第5項の規定に基づく指定のための医師研修を三重県医師会に委託して実施した。当研修を受けた医師のうち指定を受けることを了承した者が所属する10施設を平成27年4月1日付けで指定した。この結果、指定医療機関は35施設となり飲酒運転違反者が容易に受診することが可能となった。

〔三重県交通安全・消費生活課〕

再発防止に向けた受診義務通知の取組は、毎月着実に通知又は勧告を行い、アルコール依存症に関する受診につなげた。

○受診義務通知数 542通

第1章 道路交通の安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(3) 運転免許業務の充実 (P 4 9)	
実施機関 及び 実施方針	<p>〔警察本部〕</p> <p>運転免許事務の見直し・検討、簡素・合理化の促進、運転免許に関する手続きの簡素化により免許更新申請者等の負担軽減を推進する、県民の立場に立った運転免許業務を行うための必要な措置を講じる。</p> <p>運転免許試験の不正防止対策を推進するとともに、外国人の運転免許取得機会の拡大と交通法規・交通マナーを正しく理解させることを目的とした外国語による学科試験の充実に努める。</p>	主な関係 機関・団体		
結 果 の 内 容				
<p>〔警察本部〕</p> <p>ア 免許関係申請等の利便性の向上等</p> <p>(7) 運転免許更新申請者の負担軽減を図るため、平成27年1月免許センターに更新自動受付装置を導入し、更新手続きの簡素化・合理化を図った。</p> <p>また、繁忙期（春の大型連休、旧盆期、年始）における窓口の開始時間を繰り上げるとともに、遠隔地に対する利便性の向上を図るため、平成22年4月1日から継続して紀州3警察署（尾鷲・熊野・紀宝）において国外運転免許の交付業務を行っている。</p> <p>なお、自動車の安全な運転を確保するため、定期的に担当者を招致して研修会を開催するとともに、運転免許センター適性審査係との連携を密にしてケースごとに指導を行うことにより、窓口担当者の知識・技術等の資質向上に努めた。</p> <p>(4) 平成26年度の紀州3警察署における国外運転免許証の交付申請取扱い状況</p> <p style="padding-left: 20px;">尾鷲警察署・・・8件</p> <p style="padding-left: 20px;">熊野警察署・・・6件</p> <p style="padding-left: 20px;">紀宝警察署・・・12件</p> <p>(7) 障がい者に対しては、来庁時から職員が同行し、手続き等の利便性を図っている。</p> <p>イ 適正な運転免許試験の実施</p> <p>(7) 学科試験における不正行為を防止するため、試験問題の定期的な更新及び試験監視体制の確保等の対策を推進した。</p> <p>(4) 外国人の運転免許取得機会の拡大等を目的とした外国語による学科試験の充実に努めた。</p>				

第1章 道路交通の安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(4) 安全運転管理の推進 (P 49)	
実施機関 及び 実施方針	<p>[警察本部]</p> <p>安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を充実し、事業所における安全運転管理体制の強化と交通安全意識の向上に努める。</p> <p>安全運転管理者等の未選任事業所の把握・解消と事業所内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。</p>		主な関係 機関・団体	
結 果 の 内 容				
<p>[警察本部]</p> <p>ア 重大事故が発生した事業所に対して、使用者、安全運転管理者及び従業員を対象とした再発防止指導、交通安全講習を積極的に実施した。</p> <p>イ 講習を新任安全運転管理者、大企業所安全運転管理者、一般安全運転管理者の3区分とし、対象に応じた効果的な講習を実施した。</p> <p>ウ 安全運転管理者等未選任解消期間を設けるなどし、未選任事業所の解消に努めた。</p> <p>エ 安全運転管理推奨像制度の実施により、事業所における自主的な交通安全活動の促進を図った。</p> <p>オ 安全運転講習等を通じて、ドライブレコーダーの効果等について紹介し、普及促進に努めた。</p>				

項目	3 安全運転の確保	種別	(5) 自動車運送事業者の安全対策の充実 (P49)		
<p>実施機関 及び 実施方針</p>	<p>〔中部運輸局三重運輸支局〕 自動車運送事業者の安全対策については、自動車運送事業者に対する指導監督の充実、自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施、運行管理者等に対する指導講習の充実、貨物運送事業安全性評価事業の促進等を柱として、運行の安全の確保を図っていく。</p> <p>〔自動車事故対策機構三重支所〕 自動車運送事業等に従事する運転者に対し、心理、生理の両方から各種の診断により個人の特性（癖）を把握し、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスを行う。</p> <p>自動車運送事業の運行管理者になろうとする者に関し、必要な法令・実務等の基礎知識を習得させる講習（基礎講習）、及び既に運行管理者になっている者に対し、運行の安全確保に関する業務の充実を図る講習（一般講習）、重大事故又は法令違反により行政処分を受けた営業所の運行管理者に対し、事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習（特別講習）を行う。</p>		<p>主な関係 機関・団体</p>		
結 果 の 内 容					
<p>ア 自動車運送事業者に対する指導監督の充実 〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>(7) 過積載運行、重大事故を引き起こした事業者など輸送の安全励行に向け事業者に対し立ち入り監査等を実施し、悪質な事業者に対して厳正な処分を行うとともに、労働基準等の関係法令の遵守及び運行管理の徹底指導を行った。</p> <p>また、貨物自動車運送事業については、貨物自動車運送適正化事業実施機関と連絡会議を3回開催し、過労運転、過積載運行の防止など情報の共有化を図り、輸送の安全を確保するための指導強化を図った。</p> <p>○平成26年度における自動車運送事業の監査実施状況</p> <p>バス事業 . . . . . 9事業所 タクシー事業 . . . . . 11事業所 トラック事業 . . . . . 40事業所</p> <p>○平成26年度における自動車運送事業者の車両停止処分状況</p> <p>バス事業 . . . . . 0事業所 延べ 日車の停止処分 タクシー事業 . . . . . 3事業所 延べ 90日車の停止処分 トラック事業 . . . . . 28事業所 延べ 780日車の停止処分</p> <p>(イ) 労働基準監督署との合同監査を、タクシー事業 2、トラック事業 2の合計4事業所に対し実施した。</p> <p>(ロ) 運輸安全マネジメント評価を3社に対し実施した。</p> <p>(ハ) 事業者監査時及び運行管理者の一般講習時において、アルコール検知器の使用義務付けについて周知を図った。</p>					

## 結 果 の 内 容

### イ 安全運転確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実

〔中部運輸局三重運輸支局〕

安全運転確保に資する機器の普及促進を図るために、デジタル式運行記録計内蔵型ドライブレコーダー(50台)、ドライブレコーダー(97台)、A S V装着装備車両(84台)の導入に対し補助を行った。

### ウ 自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施

〔中部運輸局三重運輸支局〕

平成26年に報告のあった自動車事故報告書から事故の要因を調べ、特に健康に起因する事故を起こした事業者に対し、ヒヤリング及び現地調査を行った。

また、平成26年9月3日「自動車事故防止セミナー2014」を開催し、乗務員の過労・健康に起因する事故の特徴、安全管理上配慮すべき事項などについて、講演を通じて運送事業者、関係団体に対し交通事故防止の推進を図った。

### エ 運行管理者等に対する指導講習の充実

〔中部運輸局三重運輸支局〕

講習に職員を派遣し、一般講習10回(1,046名)、基礎講習7回(560名)、特別講習2回(37名)を実施し、運行の安全を確保するための指導の徹底を図った。

〔自動車事故対策機構三重支所〕

《自動車運送事業者に対する指導監督の充実》

(7) 適性診断受診者数 (6,279名を実施)

- バス (633名)
- ハイタク (355名)
- トラック (5,066名)
- その他(自家用) (225名)

(イ) 安全マネジメントに係る講習会の開催

- 1回開催 70名受講

《運行管理者等に対する指導講習の充実》

(7) 基礎講習 (7回開催 受講者総数 560名)

- バス (52名)
- ハイタク (35名)
- トラック (452名)
- その他 (21名)

(イ) 一般講習 (10回開催 受講者総数 1,046名)

- バス (117名)
- ハイタク (75名)
- トラック (854名)

(ウ) 特別講習 (2回開催 受講者総数 37名)

- バス (0名)
- ハイタク (0名)
- トラック (37名)



結 果 の 内 容	
オ	<p>貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等 〔中部運輸局三重運輸支局〕 貨物自動車運送事業者全体の安全性向上に資するため貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク事業）の促進に努め、平成26年度に30件の新規、更新91件、計121件の事業所が認定を受け、県内で338事業所となった。</p>
カ	<p>社内安全教育実施に関する支援</p>

## 第1章 道路交通の安全

項 目	3 安全運転の確保	種 別	(6) 交通労働災害の防止等 (P 5 1)	
実施機関 及び 実施方針	〔三重労働局・各労働基準監督署〕 事業者による自主的な安全衛生管理の促進及び自動車運転者の労働時間等の改善により、交通労働災害の防止を図る。	主な関係 機関・団体	中部運輸局、警察本部、 陸上貨物運送事業労働災害防止協会、 三重労働基準協会連合会	

結 果 の 内 容	
ア	<p>交通労働災害の防止 〔三重労働局・各労働基準監督署〕 (ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底に努めた。 事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進した。 (イ) 対策が効果的に実施されるよう関係機関等と連携して、安全管理者等の事業場における交通労働災害防止に関する管理者の選任、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく同管理者及び自動車運転者に対する教育の実施を推進するとともに、事業場に対する集団指導等を実施した。</p>
イ	<p>運転者の労働条件の適正化等 〔三重労働局・各労働基準監督署〕 (ア) 自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導を実施した。 (イ) 関係行政機関において、相互の連絡会議を開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施した。 (ウ) 自動車運転者時間管理等指導員の活用により、各事業場における自主的な労務管理の改善が促進されるよう、集団指導、個別訪問による指導・助言を行った。 (エ) 関係行政機関が実施する旅客運送事業及び貨物自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時等における指導講習会に職員等を講師として派遣し、労働基準法等関係法令の周知を図った。</p>

第1章 道路交通安全

項目	3 安全運転の確保	種別	(7) 道路交通安全に関連する情報の充実 (P51)	
実施機関 及び 実施方針	<p>[三重県消防・保安課]</p> <p>危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実を図る。</p> <p>[津地方気象台]</p> <p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報、警報等を発表する。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関との間の情報の共有やITの活用等に留意する。</p>	主な関係 機関・団体		市町 報道機関
結 果 の 内 容				
<p>ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等</p> <p>[三重県消防・保安課]</p> <p>消防法で規定される危険物取扱者保安講習を通じ、危険物取扱者に対して安全移送の確保と関係法令の遵守と併せて、「イエローカード」の携行を指導した。</p> <p>イ 気象情報等の充実 [津地方気象台]</p> <p>(7) 気象観測予報体制の整備等</p> <p>台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な予報・警報等を発表するため、観測予報体制の強化を図った。</p> <p>(イ) 地震・津波の監視・警報体制の整備等</p> <p>地震・津波による災害を防止・軽減するため、地震・津波に関する防災情報を適時・適切に発表し、関係機関機関に迅速かつ確実に伝達した。</p> <p>(ウ) 情報の提供等</p> <p>交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報（気象予報・警報等、緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、東海地震に関連する情報）を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達した。</p> <p>また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供した。</p> <p>(イ) 気象知識等の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体主催の会議や地域の防災に関する会議において、防災気象情報等の説明を行うなどの取り組みや、「出前講座」を実施した。</li> <li>○ 県・伊勢市との共催で「防災講演会」を開催したほか、児童を対象とした「気象台 お天気フェア」を実施した。</li> <li>○ 県との共催により、市町の防災担当者向けの研修を県内3会場で実施した。</li> <li>○ 防災担当者を対象に、防災気象情報の利用方法に関する説明会を開催した。</li> <li>○ 「三重県の気象・地震概況」等の広報資料を作成して、気象台ホームページ上で公開するなど、利活用の普及を図った。</li> </ul>				

気象・洪水・高潮・波浪に関する警報の伝達系統図

津波警報等伝達系統図

第1章 道路交通の安全

項目	4 車両の安全性の確保 (P52)	種別	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実 (P53)
実施機関及び実施方針	[中部運輸局三重運輸支局] 車両の安全性の確保については、自動車の検査及び点検整備の充実を図る。	主な関係機関・団体	

結果の内容

ア 自動車の検査の充実

[中部運輸局三重運輸支局]

(7) 検査体制の充実

検査体制の整備については、自動車検査独立法人が導入した検査機器の高度化施設を活用し、検査の高度化を推進した。

(イ) 自動車整備事業者に対する指導監督の強化

三重県自動車整備振興会が開催した自動車検査員特別勉強会に職員を派遣して関係法令等の指導を実施した。また、自動車検査員研修、整備主任者研修等を通じ、関係法令等の指導の充実を図った。

[平成26年度における自動車分解整備事業の監査結果]

	認証工場	指定工場
年度当初工場数	1,724工場	730工場
監査件数	15工場	132工場
処分件数(取消)	—	—
検査委員解任	—	—

イ 自動車点検整備の充実

[中部運輸局三重運輸支局]

(7) 自動車点検整備の推進

9月及び10月を「自動車点検整備推進運動」の強化月間として定め、点検整備の適切な推進を図った。

また、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等において、関係者に対し車両の保守管理について指導を行った。

(イ) 不正改造車両の排除

不正改造車両の排除については6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として定め、啓発活動を行い、自動車ユーザー等への保守管理意識の高揚と点検整備の適切な実施の推進を図った。

また、寄せられた不正改造車情報をもとに使用者に警告ハガキを送付し整備を促した。

[平成26年度の街頭検査実施状況]

○実施回数	14回
○検査車両数	2,105両
○不正改造車両数	4両
○整備命令	5件

(ウ) 自動車分解整備事業の適性化及び近代化

監査等の機会を捉え、自動車整備事業者に対して整備料金、整備内容の適正化について指導した。

(エ) 自動車への新技術への対応等整備技術の向上

整備主任者等を対象として、1,595工場の2,003人に対して新技術研修を実施した。

結 果 の 内 容	
(オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化 平成26年度は、ペーパー車検等不正事案の発生なし。 ○指定工場の取消 0工場 ○検査員の解任 0名	

第1章 道路交通安全の安全

項 目	4 車両の安全性の確保	種 別	(2) リコール制度の充実・強化 (P54)	
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局三重運輸支局〕 自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車整備事業者及びユーザー等からの不具合情報やリコール情報の収集体制の強化に努める。		主な関係 機関・団体	
結 果 の 内 容				
〔中部運輸局三重運輸支局〕 ア 自動車不具合ホットラインについて、窓口におけるチラシの配布によるPRを行い、情報収集の体制強化を図った。 イ 車両見分の立ち会いにおいて、不具合情報の収集を実施した。				

第1章 道路交通安全の安全

項 目	4 車両の安全性の確保	種 別	(3) 自転車の安全性の確保 (P54)	
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 自転車の夜間における交通事故防止のため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図る。		主な関係 機関・団体	自転車関係団体
結 果 の 内 容				
〔警察本部〕 ア 毎月第一月曜日の「自転車安全対策強化日（セーフティー・バイシクル・デー）」等の機会を捉えた街頭指導活動等を通じて、交通ルールの遵守を促進した。 イ 交通安全教室等により、反射材の視認性や使用方法等についての啓発活動を推進した。 ウ 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの実施 各種の広報啓発活動、交通安全教室等の機会を捉えて、夜間、薄暮時間帯等に外出する際の夜光反射材の着用、自動車の前照灯の上向き点灯を働き掛け、夜間等における交通事故（特に、歩行者や自転車利用者が死傷する交通事故）防止に取り組んだ。				

第1章 道路交通の安全

項目	5 道路交通秩序の維持 (P55)	種別	(1) 交通の指導取締りの強化等 (P55)
実施機関及び実施方針	〔警察本部〕 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りを推進する。	主な関係機関・団体	
結 果 の 内 容			
<p>ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 〔警察本部〕</p> <p>(7) 飲酒運転、著しい速度違反や交通事故の被害軽減に高い効果があるシートベルト非着用を最重点とした交通指導取締りを推進し、</p> <p style="padding-left: 40px;">飲酒運転 818件 (前年対比+163件)</p> <p style="padding-left: 40px;">最高速度違反 3,677件 (前年対比 -1,827件)</p> <p style="padding-left: 40px;">シートベルト着用義務違反 20,368件 (前年対比-5,065件)</p> <p>を検挙した。</p> <p>また、飲酒運転幫助行為(車両等提供罪、酒類提供罪及び同乗罪)の指導取締りを強化し、</p> <p style="padding-left: 40px;">車両等提供罪2件、酒類提供罪2件、同乗罪14件</p> <p>を検挙した。</p> <p>(4) 交通事故多発地域・箇所及び主要幹線道路を重点とした交通監視活動並びに白バイ・パトカー等による機動取締りを強化し、県民の交通マナーの向上を図った。</p> <p>(7) 「交通安全の日」を中心とした街頭啓発活動を強化し、歩行者や自転車利用者に対する交通法規遵守の意識付けと高齢者と子供に対する保護誘導活動を推進した。</p> <p>また、自転車利用者の交通違反に対する厳正な取締りを推進した。</p> <p>(8) 歩行者、自転車利用者等交通弱者保護の観点に立った指導取締りのほか、交差点における歩行者妨害、信号無視等の取締りを積極的に推進するとともに、通学路における交通事故防止のために必要な交通指導取締りを推進し、</p> <p style="padding-left: 40px;">歩行者妨害 131件 (前年対比-41件)</p> <p style="padding-left: 40px;">信号無視 5,672件 (前年対比-958件)</p> <p>を検挙した。</p> <p>(9) 交通事故の被害軽減に高い効果があるチャイルドシートの使用に対する交通指導取締りを推進し、</p> <p style="padding-left: 40px;">チャイルドシート1,218件 (前年対比-337件)</p> <p>を検挙した。</p> <p>(10) 速度超過、過積載車両の取締りを強化し、業務に関して行われた違反行為に対しては、使用者及び監督行政庁に対する通知を実施した。組織的・構造的な違反の背後責任の追及に取り組んだ結果、使用者及び国土交通省運輸支局に対し、10件の通知を行い、悪質行為の排除に努めた。</p> <p>イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等 〔警察本部〕</p> <p>(7) 高速道路・自動車専用道路における道路の特殊性から、隣接県との相互乗り入れによる指導取締りを推進するとともに、交通事故多発路線には、高速隊の分駐隊の管轄を超えて指導取締りを推進した。また、夜間においては、パ</p>			

トカーによる駐留警戒等を推進し、見せる活動を強化した。

- (4) 交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、速度超過、車間距離不保持及び死亡事故等重大事故に直結するシートベルト等の取締りを強力に推進し、11,640件を検挙した。
- (7) 悪質運転者の背後責任を追及するため、使用者及び国土交通省運輸支局に対し2件の通報を実施した。

ウ 科学的な指導取締りの推進

[警察本部]

交通事故発生状況と交通指導取締り実施状況等を分析し、交通事故実態に対応した指導取締りを推進した。

第1章 道路交通の安全

項 目	5 道路交通秩序の維持	種 別	(2) 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化 (P 5 6)	
実施機関及び実施方針	[警察本部] 迅速・適正かつ科学的な捜査を推進するための体制を強化する。		主な関係機関・団体	
結 果 の 内 容				
<p>ア 専従捜査体制の強化等</p> <p>[警察本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 適正かつ緻密な捜査の推進及び交通捜査員の鑑識技術向上のため、科学捜査研究所と連携し、交通鑑識実践塾を開催し、車両衝突実験、現場資料採取実習等を実施した。</li> <li>(4) 交通部長が指名する「交通事故鑑識官」を7人体制（警部1人・警部補6人）にして、交通事故事件捜査統括官の命を受けて、実況見分及び鑑識活動についての現場指揮を行うとともに、交通専務員に対して、交通事故鑑識官養成専科で得た知見の還元教養等を行った。</li> </ul> <p>イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化</p> <p>[警察本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 死亡ひき逃げ事件や危険運転致死傷罪の適用が見込まれる交通事故等について、発生段階から交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官の適切な運用を行い、発生当初から迅速かつ的確な初動捜査を推進し、目撃者捜査、防犯カメラ等の客観的証拠の収集を図った。</li> <li>(4) 交通事故自動記録装置、現場見分システム、解析図化機等の各種捜査支援システムを活用し、現場痕跡、車両変形を科学的に分析して、速度鑑定等に活用した。</li> <li>(7) 三重県警察自動車部品画像検索システムの基礎資料の収集を行い、ひき逃げ事件の現場遺留品等からの車両特定に活用した。</li> </ul>				



第1章 道路交通の安全

項目	5 道路交通秩序の維持	種別	(3) 暴走族対策の強化 (P57)	
実施機関 及び 実施方針	<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない競走用車両等の部品などが不正改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」を通じ、広報活動の推進及び企業・関係団体に対する指導を積極的に行う。</p> <p>[警察本部]</p> <p>暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体と連携し、暴走族対策の強化を図る。</p>	主な関係 機関・団体		
結 果 の 内 容				
<p>ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実</p> <p>[警察本部]</p> <p>機関誌「県政たより」、ラジオ放送等を活用した呼び掛けを実施するとともに、新聞各紙等への広報資料提供を行った。</p> <p>イ 暴走行為阻止のための環境整備</p> <p>[警察本部]</p> <p>暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体との連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行った。</p> <p>ウ 暴走族に対する指導取締りの強化</p> <p>[警察本部]</p> <p>県下18警察署で86人の暴走族特別取締班（暴走族Gメン）を編成して、週末夜間を中心とした暴走族取締り、集団暴走事件捜査を推進した結果、1件9人（うち9人を逮捕）を検挙し、集団暴走行為の抑止を図った。</p> <p>また、旧車會の集団走行に対する取締りを強化し、伊賀市大内地内名阪上野ドライブインほか一か所において警察官など93人体制で大検問を実施するなどしたため、旧車會が警戒し三重県内での集団走行が減少した。同検問において2人を道路交通法違反（消音器不備）で検挙し、1人を道路交通法違反（消音器不備）で警告した。</p> <p>エ 暴走族関係事犯者の再犯防止</p> <p>[警察本部]</p> <p>学校、教育委員会、保護観察官、家庭裁判所調査官等と連携し、共同危険行為等の違反で検挙した少年の立ち直り支援を推進した。</p> <p>オ 車両の不正改造の防止</p> <p>[警察本部]</p> <p>暴走族、暴走ぐ犯者、旧車會に対して、整備不良等の不正改造に関連する違反の積極的な取締りを行い強化した。</p>				

結 果 の 内 容
<p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>(7) 6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間とし、自動車関係団体等の協力のもとに広報活動等に取り組んだ。</p> <p>(イ) 強化月間も含め、14回の街頭検査を実施し、街頭検査において不正改造車等の取締りを実施した。</p>

第1章 道路交通の安全

項 目	6 救助・救急活動の充実 (P59)	種 別	(1) 救助・救急体制の整備 (P59)	
実施機関 及び 実施方針	<p>〔三重県消防・保安課〕</p> <p>救命率の向上を図るため、救急隊員の資質向上、高度資機材の導入を支援する。</p> <p>一市町では、対処できない大事故による被害が発生した場合、県内消防相互応援協定等の適切な運用を図る。</p> <p>市町の消防機関の行う応急手当の普及活動等の促進を図る。</p> <p>救急隊員が救急救命士の国家資格を取得できるよう、教育機関である救急振興財団の運営に協力、支援していくことにより、救急救命士の養成を促進する。</p> <p>救急・救助業務実施市町に対し、救急車・救助工作車等の資機材の充実・整備について支援する。</p> <p>三重県内高速道路消防連絡会議の行う事業を支援することにより、高速道路沿線市町における救急業務体制の連携を図る。</p> <p>〔消防学校〕</p> <p>救助・救急業務の円滑適正な遂行を図るため、三重県消防学校において、救助・救急隊員の教育訓練を行う。</p>	主な関係 機関・団体	<p>警察本部 消防機関、 財団法人救急振興財団、 三重県内高速道路消防連絡会議</p>	

結 果 の 内 容
<p>ア 救急体制の整備・拡充</p> <p>〔三重県消防・保安課〕</p> <p>財団法人救急振興財団等における救急救命士の養成及び高規格救急自動車の整備について市町の支援を行った。</p> <p>(7) 救急救命士の有資格者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年4月1日現在有資格者 422名 (うち運用救急救命士数 398名)</li> <li>○ 平成26年度救急救命士資格取得者数 29名</li> </ul> <p>(イ) 高規格救急自動車の整備台数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年度 3台 (15消防本部計110台 (予備車を含む))</li> </ul>

結 果 の 内 容

イ 救助・集団救急事故体制の整備

〔三重県消防・保安課〕

三重県内消防相互応援協定及び一部の隣接市町相互の応援協定の適切な運用並びに三重県内高速道路消防連絡協議会への支援により、市町間の区域を越えた集団救助・救急体制の充実を図った。

ウ 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

エ 救急救命士の養成等の促進

〔三重県消防・保安課〕

救急救命士を養成するため、都道府県の共同出資により設立された救急振興財団に負担金として、平成26年度は9,500千円を負担した。

名古屋市救急救命研修所における救急救命士の養成者受入れに際し、訓練用資機材の無償貸与を行った。

- 平成26年度の資格取得者（救急振興財団 25名 名古屋市 4名）

オ 救助・救急用資機材の整備の推進

〔三重県消防・保安課〕

消防本部が進める高規格救急自動車の整備に対し、支援を行った。

- 平成26年度 3台（15消防本部計110台（予備車を含む））

カ 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

〔三重県災害対策課〕

県内各消防本部からの出動要請により、緊急時の救急活動を実施した。

- 平成26年度 現場救急活動件数 23件

キ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

〔三重県消防・保安課〕

三重県内高速道路消防連絡会議の行う事業に対し、負担金を交付した。

この連絡会議においては、高速道路における災害事象が多様化している状況から、事例発表の研修会を開催し、事故発生の際の対応方法について情報共有するとともに、即時初動体制の強化と連携体制の検証を兼ねた総合訓練を実施した。

- 平成26年度県費負担金 43千円
- 研修会 平成26年10月8日（三重県消防学校） 参加者 69名  
演題：交通管理隊による本線上での活動及び関係機関との連携について
- 総合消防訓練 平成26年11月20日（伊勢自動車道勢和多気IC作業ヤード）  
参加者 約130名（訓練見学者を含む）  
参加車両 消防車等 10台、パトロールカー 3台、ドクターヘリ 1機

〔消防学校〕

救助・救急業務の円滑適正な遂行を図るため、消防学校において、救助・救急隊員の教育訓練を行った。

(7) 救助科

- |          |       |      |     |
|----------|-------|------|-----|
| ○ 救助課程   | 年 1 回 | 22日間 | 30人 |
| ○ 水難救助課程 | 年 1 回 | 10日間 | 16人 |

結 果 の 内 容

(イ) 救急科

○ 救急課程 年 1 回 38日間 96人

(ウ) 特別科

○ 水難救助課程指導者養成講習 年10回 11人

○ 救急救命士ブラッシュアップ講習 年 2 回 各5日間 46人

○ 指導救命士養成研修 年 1 回 2日間 32人

○ 気管挿管追加講習（ビデオ喉頭鏡） 年 1 回 2日間 20人

○ 救急救命士処置拡大講習 年 6 回 各5日間 179人

○ 救急救命士フォローアップ等研修 年 2 回 各1日間 32人

ク 現場急行支援システムの整備

〔警察本部〕

平成24年度に整備した現場急行システム（FAST）の検証を行い、今後の整備計画について検討している。

第1章 道路交通安全

項目	6 救助・救急活動の充実	種別	(2) 救急医療体制の整備 (P 61)	
実施機関 及び 実施方針	<p>〔三重県地域医療推進課〕</p> <p>救急医療体制の整備・拡充のため、消防法の改正を踏まえた救急搬送・受入の実施基準を運用・検証するとともに、三次救急医療体制の中核を担う救命救急センターの運営を支援する。</p> <p>県民及び関係機関に対する医療機関の情報、救急医療情報提供の充実を図る。</p> <p>東紀州地域においては、和歌山県及び奈良県との共同運航によるドクターヘリにより、三次救急医療体制を確保するとともに、県内全域をカバーする県独自のドクターヘリの運用を支援する。</p>	主な関係 機関・団体	消防機関、医療機関	
結 果 の 内 容				
<p>ア 救急医療機関等の整備</p> <p>〔三重県地域医療推進課〕</p> <p>(7) 医療機関の情報・救急医療情報提供の充実</p> <p>救急医療情報システムへの時間外診療が可能な医療機関を増加させることにより、「医療ネットみえ」による救急医療情報の提供を充実し、休日、夜間に安心して受診できる体制を確保した。</p> <p>(イ) 二次救急医療体制の整備・充実</p> <p>救急搬送・受入の実施基準を運用し、傷病者の状況に応じた適切な病院選定等を行うとともに、実施基準の適用事案について検証を行い、地域における円滑な救急搬送体制を確保した。</p> <p>(ウ) 三次救急医療体制の整備・充実</p> <p>救命救急センターの運営を支援し、三次救急医療体制の確保を図った。</p> <p>イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等</p> <p>〔三重県地域医療推進課〕</p> <p>(7) 医師確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治医科大学の義務年以内医師の派遣および三重県医師キャリアサポートシステムにより、17名をへき地医療機関等へ配置した。無料医師職業紹介事業では7名から問い合わせがあり、4名が成約した。</li> <li>○ 県内救急告示病院に一定期間勤務すれば返済が免除される医師修学資金制度では、新たに55名（貸与者累計で481名）に新規貸与を行い、今後の医師の確保につなげた。</li> <li>○ 三重県地域医療支援センターにおいて、若手医師のキャリア形成支援と医師不足地域の医師確保支援を一体的に行うことを目的に、県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる17基本領域の後期臨床研修プログラムを作成した。</li> </ul>				

結 果 の 内 容	
(イ) 看護師等確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護師等就学資金貸付制度により、41名に対し新規に就学資金を貸与した。また、新人看護職員が充実した研修を受けられる環境整備のため、研修経費の補助、研修プログラム開発支援、多施設合同研修等の開催など、病院規模に応じた支援を行い、看護職員の質の向上と定着促進を図った。</li> <li>○ 病院内保育所25ヵ所に対し運営の支援を行うとともに、潜在看護職員復帰支援事業により18名に対して研修を実施し、14名が復職した。</li> </ul>
ウ ドクターヘリ事業の推進	
[三重県地域医療推進課]	
(7) 三重県ドクターヘリについて、救急出動290回、病院間搬送88回の合計378回の搬送を行った。また、基地病院や消防機関等関係機関による評価・検証を月1回行い、ドクターヘリの効果的な運用に努めた。	
(イ) 和歌山県ドクターヘリを活用し、東紀州保健医療圏において7回の搬送を行った。	

第1章 道路交通安全

項 目	6 救助・救急活動の充実	種 別	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等 (P 6 2)	
実施機関 及び 実施方針	<p>[三重県地域医療推進課]</p> <p>医師等が救急現場に出動し、応急措置を行うことができるようドクターカーを導入する。</p> <p>[三重県消防・保安室]</p> <p>救急業務の実施について、救急医療機関、消防機関における緊密な連携・協力関係の確保を図る。</p>	主な関係 機関・団体	消防機関、医療機関	
結 果 の 内 容				
<p>[三重県地域医療推進課]</p> <p>医師不足等によりドクターカーに同乗する医師の確保が困難な状況にある中、ドクターカーは導入できなかった。</p> <p>[三重県消防・保安課]</p> <p>救急医療関係者が、メディカルコントロール体制のもとに継続的な教育を受け、病院前救護の質が維持向上されるよう、県メディカルコントロール協議会と連携し、セミナー等を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○JPTEC（病院前の外傷傷病者にかかる観察・処置標準化プログラム） 5回（131名）</li> <li>○OMCLS（多数傷病者への医療対応に係る標準化トレーニングコース） 3回（66名）</li> </ul>				

第1章 道路交通の安全

項目	7 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進 (P62)	種別	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 (P63)	
実施機関 及び 実施方針	<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>自賠責保険の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く周知するとともに、街頭における指導取締り及び監視活動等を行い、無保険車両の運行防止を徹底する。</p> <p>[自動車事故対策機構三重支所]</p> <p>自動車損害賠償責任保険（共済）加入促進ポスターの掲示など、ポスターを利用した広報啓発活動を実施する。</p>		主な関係 機関・団体	
結 果 の 内 容				
<p>ア 無保険（無共済）車両対策の徹底</p> <p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>自動車損害賠償制度による無保険（無共済）車の運行の防止を徹底するため、三重県警察本部をはじめ県内各警察署の協力のもと原動機付自転車等の街頭取締りを実施し、直接運転者に対して加入状況の検査を行った。また、駅周辺の駐輪場等において、加入状況について街頭監視活動を実施した。</p> <p>○平成26年度実施結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車損害賠償保険街頭取締りの実施状況 津南、伊賀、亀山、鈴鹿、名張、桑名、鳥羽、松阪、四日市南、津、四日市北、伊勢の各12警察署管内にて12回実施。</li> <li>・原動機付自転車の街頭監視活動の実施状況 県内各所において、延べ4日間で126両に対し実施。</li> </ul> <p>[自動車事故対策機構三重支所]</p> <p>自動車損害賠償責任保険（共済）のポスター及びリーフレットにより啓発を実施した。</p> <p>イ 任意の自動車保険（自動車共済）の加入促進等</p>				

第1章 道路交通安全

項目	7 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	種別	(2) 損害賠償の請求についての援助等 (P63)	
実施機関 及び 実施方針	<p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>交通事故被害者救済の一環として、交通事故被害者や家族の福祉向上を図るため、損害賠償問題等の相談に応じ、公平、適切に解決するための指導、助言を行うとともに、必要に応じて関係機関への斡旋を行うほか、交通事故に伴う各種の法的相談に対する指導、助言を行う。</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。</p>	主な関係 機関・団体	市町	
結 果 の 内 容				
<p>ア 交通事故相談活動の推進</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>(7) 3名の交通事故相談員による相談に応じるほか、弁護士による相談を実施した。(26年度実績：988件)</p> <p>(イ) 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化、複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図った。</p> <p>(ウ) 県、市町の広報紙の積極的な活用等により、交通事故相談の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供するよう努めた。</p> <p>イ 損害賠償請求の援助活動等の強化</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>(7) 交通事故被害者用の冊子「交通事故の被害者とその家族のために」を各警察署等に配付、各警察署等から交通事故被害者等に交付し、適切な被害者支援を推進した。</p> <p>(イ) 交通指導課交通捜査室に「交通事故被害者連絡調整官」を配置し、交通事故の被害者やその遺族に対する被害者支援を推進しているところであるが、より適切な被害者支援の徹底を図るため、交通事故被害者連絡調整官を補佐する「交通事故被害者連絡調整官補佐」4人(警部1人・警部補3人)を指名して体制を整備するとともに、被害者支援等について、各警察署等との連携及び指導教養の強化を図った。</p> <p>(ウ) 警察学校における専科教養において、交通事故遺族の講話を取り入れるなど、被害者のニーズを理解した上での被害者支援に取り組んだ。</p>				



第1章 道路交通の安全

項目	7 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	種別	(3) 交通事故被害者支援の充実強化 (P64)	
実施機関 及び 実施方針	〔自動車事故対策機構三重支所〕 交通事故被害者対策事業の内容の見直しを図りつつ、社会的必要性の高い事業を充実する。	主な関係 機関・団体	県、市町、 犯罪被害者総合支援センター	
結 果 の 内 容				
<p>ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 〔自動車事故対策機構三重支所〕 ○交通遺児等へ育成資金の貸付及び重度後遺障害へ介護料の支給。 (7) 支給要件合致者に対し介護料を支給した。 (イ) 介護料支給者への訪問支援相談を実施した。</p> <p>イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 〔自動車事故対策機構三重支所〕 (7) 「自動車事故対策機構交通遺児の会」の活動。 ○ 「友の会だより」を年4回発行し、友の会の集いの状況や各種情報提供を行った。 ○ 「友の会の集い」を開催し会員相互の親睦を深めた。(平成26年度はUSJとクルーズ体験) ○ 写真コンテストを実施した。 (イ) 交通遺児等家庭相談員による家庭相談 ○ 交通遺児等貸付制度の紹介、教育、医療、就職相談等を随時実施した。</p>				

第1章 道路交通安全

項目	8 調査研究の充実 (P64)	種別	(1) 道路交通安全に関する研究の推進 (P65)
実施機関 及び 実施方針	〔警察本部〕 交通事故当事者の交通行動特性を研究し、事故防止対策を推進する。	主な関係 機関・団体	
結 果 の 内 容			
<p>ア 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 〔警察本部〕 高齢者が関与した交通事故の分析により判明した高齢者の交通行動特性について、広報啓発活動等の機会を捉えて、高齢者やドライバー等への周知徹底に努めた。</p> <p>イ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 〔警察本部〕 道路交通環境の改善等の交通安全対策を実施した場所について、客観的な評価を効率的に行うため、データ収集・分析・効果予測方法の充実を図った。</p> <p>ウ 追突“ゼロ”作戦の推進 〔警察本部〕 追突事故の発生状況を踏まえ、ドライバー等に対して緊張感を保持した運転を促すための街頭活動や公開交通指導取締りを推進した。</p> <p>エ その他の研究の推進 〔警察本部〕 調査研究手法の向上を図るため、(財)交通事故総合分析センター主催の「交通事故調査・分析研究発表会」に出席するなどして、他機関が行っている調査研究手法の習得に努めた。</p>			

第1章 道路交通の安全

項目	8 調査研究の充実	種別	(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 (P66)	
実施機関及び実施方針	<p>[警察本部]</p> <p>交通人身事故に対する高度な交通事故分析を行い、分析結果に基づいた人及び道路環境等に対する対策を講じることで同様の交通事故の再発を防止するとともに、危険箇所、事故防止対策など、県民のニーズに応じた情報を発信することで、交通事故総数の抑止を図る。</p>		主な関係機関・団体	
結 果 の 内 容				
<p>ア 交通情報総合管理システムを活用した交通事故分析の充実</p> <p>[警察本部]</p> <p>交通情報総合管理システムを活用し、県内で発生した交通人身事故の詳細な分析を行い、得られた結果を基に、効果の見込める交通指導取締りを始め、交通安全教育や交通事故多発地点等の環境改善などの交通事故防止対策に反映させた。</p> <p>イ 県民のニーズに応じた情報提供の推進</p> <p>[警察本部]</p> <p>交通事故発生件数に加え、事故類型や事故原因といった交通事故防止に役立つ情報について、県警ホームページ等の広報媒体を活用して広く公表することにより、県民等の交通安全意識の高揚に努めた。</p>				

第2章 鉄道交通の安全

項目	1 鉄道交通環境の整備 (P70)	種別	(1) 鉄道施設等の安全性の向上 (P70)	
<p>実施機関 及び 実施方針</p>	<p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>鉄道交通の安全を確保するために、鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、多発する自然災害に対応するために、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅施設等の耐震性の強化を推進する。老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、より安全性に優れたものへと計画的に更新を進める。</p> <p>地方中小鉄道については、事業者が定めた安全輸送のための施設整備に係る計画に基づき、施設、車両等の適切な維持・改修等の促進を図る。</p> <p>また、駅施設等については、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進するとともに、プラットホームからの転落事故に対しては、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数が多いプラットホームについて、非常停止押しボタンまたは転落検知マットの整備、プラットホーム下の待避スペースの確保等適切な安全対策を指導する。</p> <p>安全総点検等の機会を利用した技術面での指導や、研究機関の専門家により技術支援制度を活用する等して技術の向上についても推進していく。</p> <p>〔三重県交通政策課〕</p> <p>中小鉄道事業者が行う安全輸送のための施設整備等に対して支援を行う。</p>	<p>主な関係 機関・団体</p>	<p>鉄道事業者</p>	
<p>結 果 の 内 容</p>				
<p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>ア 耐震補強による鉄道施設の安全性確保や老朽化した施設の健全度を向上させるため、支援制度を活用した対策の推進を図った。</p> <p>イ 鉄道事業者団体の部会・講習会等の機会を捉えて、施設の安全対策の推進についての指導を図った。 バリアフリー化等については、各部会・講習会等の機会を捉え積極的な導入について指導をするとともに、バリアフリー化設備等整備事業を活用し、支援を行った。</p> <p>〔三重県交通政策課〕</p> <p>中小鉄道事業者が行う、安全性及び利便性を確保するための施設整備等に対して、国の補助事業を活用した県・沿線市町の協調補助による支援を行った。</p>				

第2章 鉄道交通の安全

項目	1 鉄道交通環境の整備	種別	(2) 運転保安設備等の整備 (P70)	
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局三重運輸支局〕 曲線部等への速度制限機能付きATS等運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、着実にその整備を進める。		主な関係 機関・団体	鉄道事業者
結 果 の 内 容				
<p>〔中部運輸局三重運輸支局〕 ヒューマンエラー等に起因した事故を防止するため、曲線部等への速度制限機能付きATSや運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、各部会・講習会等の機会を捉え積極的な導入について指導を行った。 なお、ATSの整備及び運行状況記録装置等については、計画的に整備が進められている。</p> <p>○中部管内の整備率（装着義務対象 H27.3末現在） ATS 99.3%、運転士異常時停止装置 95.9%、運転状況記録装置 93.2%</p>				

第2章 鉄道交通の安全

項目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	種別	(P70)	
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局三重運輸支局〕 鉄道交通の安全を確保するため、踏切事故防止キャンペーン等広報活動を通じ、一般に周知することにより、安全意識の高揚を図る。		主な関係 機関・団体	鉄道事業者、警察本部
結 果 の 内 容				
<p>〔中部運輸局三重運輸支局〕 踏切事故防止キャンペーンや春・秋の全国交通安全運動の広報活動を通じ、鉄道利用者や踏切道通行者に対し鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させた。 また、管内鉄軌道事業者に対しては、中部管内鉄軌道保安連絡会議など各種会合の機会を捉え周知徹底を図った。</p>				

第2章 鉄道交通の安全

項目	3 鉄道の安全な運行の確保 (P71)	種別	(1) 運転士の資質の保持 (P71)	
実施機関 及び 実施方針	〔中部運輸局三重運輸支局〕 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。	主な関係 機関・団体	鉄道事業者	
結 果 の 内 容				
<p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>ア 運転士及び保安要員等に対する教育体制及び教育内容について、一層の充実を図るよう指導を行った。</p> <p>イ 運転士及び保安要員等の適性の確保を図るため、適性検査の定期的な実施を図るよう指導を行った。</p> <p>ウ 運転士資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施した。</p>				

第2章 鉄道交通の安全

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	種別	(2) 気象情報等の充実 (P71)	
実施機関 及び 実施方針	<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>鉄道交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。</p> <p>[津地方気象台]</p> <p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時、適切に発表して、事故の防止、軽減に努める。</p>	主な関係 機関・団体	鉄道事業者 報道機関	
結 果 の 内 容				
<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>ア 鉄道事業者は、気象情報を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、列車の安全運行及び鉄道施設の被害軽減に努めた。</p> <p>イ 中部運輸局としても、気象庁の気象情報の有効活用について、「中部運輸局鉄軌道保安連絡会議」及び名古屋地方気象台との気象情報交換会において、事業者とともに検討を進めた。</p> <p>[津地方気象台]</p> <p>ア 気象観測予報体制の整備、地震・津波監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行った。</p> <p>イ 竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供した。</p> <p>ウ 走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、鉄道交通における緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進を図った。</p>				

第2章 鉄道交通の安全

項目	3 鉄道の安全な運行の確保	種別	(3) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施 (P71)	
実施機関 及び 実施方針	[中部運輸局三重運輸支局] 鉄道交通の安全な運行を確保するため、保安監査を通じて鉄道交通の安全確保の適切な指導を行う。	主な関係 機関・団体	鉄道事業者	
結 果 の 内 容				
<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>ア 鉄道事業者に対し、定期的に又は事故発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を受け、また、過去の指導のフォローアップを強化する等、保安監査の充実を図った。</p> <p style="padding-left: 40px;">○ 保安監査 10社 (うち三重県内1社)</p> <p>イ 主要な鉄道事業者の安全担当部長等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故及び事故防止対策に関する情報交換等を行う。併せて、鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行った。</p> <p style="padding-left: 40px;">○ 運輸安全マネジメント評価 6社 (うち三重県内0社)</p>				

第2章 鉄道交通の安全

項目	4 救助・救急活動の充実 (P72)	種別	(P72)	
実施機関 及び 実施方針	[中部運輸局三重運輸支局] 鉄道の重大事故等の発生に際して、関係機関と連携をとり、救助・救急体制の強化を図る。	主な関係 機関・団体	警察本部、消防機関、医療機関、 鉄道事業者	
結 果 の 内 容				
<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救急救助活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化に努めた。</p> <p>特に、重大事故発生時の緊急体制の再確認と二次災害防止のための安全管理の徹底に努めた。</p>				



第2章 鉄道交通の安全

項目	5 被害者支援の推進 (P72)	種別	(P72)	
実施機関 及び 実施方針	〔三重県交通安全・消費生活課〕 被害を受けた者及びその家族等に対する支援活動を関係機関とともに推進する。	主な関係 機関・団体	中部運輸局、警察本部、市町、 鉄道事業者犯罪被害者支援センター、鉄道事業者	
結 果 の 内 容				
<p>〔三重県交通安全・消費生活課〕 多角的、専門的な支援を実施するため、県、警察、医療機関等で構成する「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」において、総合的な支援を推進した。</p>				

第3章 踏切道における交通の安全

項目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	種別	(P75)																					
実施機関及び実施方針	<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等について、効果の早期発現を図るための構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等を促進する。遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や、主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差等により、踏切道の除去を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道新線建設にあたっては、立体交差化を図る。</p> <p>以上の構造改良等による「速効対策」と立体交差化の「抜本対策」との両輪による総合的な対策を促進する。</p>	種別	主な関係機関・団体	三重県都市政策室、鉄道事業者																				
結 果 の 内 容																								
<p>[中部運輸局三重運輸支局] 平成26年度計画結果</p> <table border="1" data-bbox="284 1039 1291 1263"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="284 1039 778 1077">事業内容</th> <th data-bbox="778 1039 1291 1077">工事量(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1077 544 1137" rowspan="2">立体交差化事業</td> <td data-bbox="544 1077 778 1106">連続立体</td> <td data-bbox="778 1077 1291 1106">1箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1106 778 1137">単独立体</td> <td data-bbox="778 1106 1291 1137">2箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="284 1137 778 1167">構造改良</td> <td data-bbox="778 1137 1291 1167">4箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="284 1167 778 1196">整理統廃合</td> <td data-bbox="778 1167 1291 1196">5箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="284 1196 778 1225">保安設備の整備</td> <td data-bbox="778 1196 1291 1225">5箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="284 1225 778 1263" style="text-align: center;">計</td> <td data-bbox="778 1225 1291 1263">17箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>[三重県都市政策課] 連続立体交差事業 ○近鉄名古屋線川原町駅付近      四日市市滝川町～陶栄町 立体交差事業 ○松阪公園大口線外1線      松阪市本町～鎌田町</p>					事業内容		工事量(箇所)	立体交差化事業	連続立体	1箇所	単独立体	2箇所	構造改良		4箇所	整理統廃合		5箇所	保安設備の整備		5箇所	計		17箇所
事業内容		工事量(箇所)																						
立体交差化事業	連続立体	1箇所																						
	単独立体	2箇所																						
構造改良		4箇所																						
整理統廃合		5箇所																						
保安設備の整備		5箇所																						
計		17箇所																						

第3章 踏切道における交通の安全

項目	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	種別	(P76)	
<p>実施機関 及び 実施方針</p>	<p>〔中部運輸局三重運輸支局〕 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の復員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>〔警察本部〕 踏切道における交通量、踏切道の幅員等を勘案し、交通規制の実施及び見直しを図る。</p>	<p>主な関係 機関・団体</p>	<p>鉄道事業者</p>	
<p>結 果 の 内 容</p>				
<p>〔中部運輸局三重運輸支局〕 項目「1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」の実施結果欄（P74）参照</p> <p>〔警察本部〕 管内の踏切に関して、国土交通省中部運輸局、鉄道事業者等と連携して、中部地区踏切道調整連絡会議に参画し、踏切道の交通規制等に関する連絡、調整を行った。</p>				

第3章 踏切道における交通の安全

項目	3 踏切道の統廃合の促進	種別	(P76)	
実施機関 及び 実施方針	<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、近隣踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p>	主な関係 機関・団体	鉄道事業者	
結 果 の 内 容				
<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>項目「1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」の実施結果欄 (P74) 参照</p>				

第3章 踏切道における交通の安全

項目	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	種別	(P77)	
実施機関 及び 実施方針	<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>踏切事故防止キャンペーンの展開等を通じ、踏切道を通行する自動車等の運転者及び歩行者に対し、踏切道通過時における安全意識の高揚を図るとともに、安全かつ円滑な踏切道の確保及び踏切事故の防止を図る。さらに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。</p>	主な関係 機関・団体	鉄道事業者	
結 果 の 内 容				
<p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>全国交通安全運動期間にあわせ、踏切事故防止キャンペーンの展開等を行った。</p> <p>また、鉄軌道事業者においては、安全かつ円滑な踏切道の確保及び踏切事故の防止を図る啓蒙活動を実施した。</p>				